

# 川口市学校施設開放 利用者マニュアル

(令和8年度版)

令和8年3月

教育政策室

# 目次

<u>I</u>	<u>学校施設開放の概要</u>	1
	(1) 目的	1
	(2) 利用できる団体	1
	(3) 利用できる施設	1
	(4) 利用できる日にち・時間	1
	(5) 使用料	2
	(6) 基本的なルール	6
<u>II</u>	<u>利用までの流れ</u>	7
	1 団体登録	8
	(1) 団体登録の流れ	8
	(2) 団体登録の要件	10
	(3) その他のルール	11
	2 減免申請	12
	(1) 減免申請の要件	12
	(2) 減免申請の流れ	12
	3 協議会設置	15
	4 利用申請・納付申請	16
	5 利用	21
	6 還付	22
	(1) 還付の要件	22
	(2) 還付の流れ	22

<u>Ⅲ</u> <u>その他手続き</u> .....	24
1 団体登録の変更 .....	24
2 減免の変更 .....	26
3 団体登録の廃止 .....	29
4 事故の報告 .....	31
(1) 報告が必要な内容 .....	31
(2) 事故報告の流れ .....	32
5 団体登録の取り消し .....	33
6 利用の許可の取り消し等 .....	34
7 一時利用 .....	35
(1) 一時利用の概要 .....	35
(2) 利用までの流れ .....	36
<u>Ⅳ</u> <u>利用のルール</u> .....	38
(1) 遵守事項 .....	38
(2) 利用権の譲渡の禁止 .....	38
(3) 設備の設置、変更の禁止 .....	39
(4) 原状回復の義務 .....	39
(5) 事故の報告 .....	39
(6) 実費負担 .....	40

IV 資料集	41
1 川口市学校施設の使用料に関する条例	41
2 川口市学校施設開放事業に関する規則	44
3 川口市学校施設の使用料の減免に関する要綱	66
4 川口市学校施設開放事業に関する運用要綱	70
5 川口市学校施設開放事業に関する注意事項	78
6 川口市子どもの遊び推進条例	80

# I 学校施設開放の概要

## (1) 目的

学校教育に支障のない範囲内において、学校施設を適切に開放し、社会教育活動の振興を図るもの。

## (2) 利用できる団体

5人以上の団体で、代表者が成年

## (3) 利用できる施設

### 施設

- 市内小中学校の体育施設（運動場、体育館、武道場、テニスコートなど）
- 特別教室（音楽室など）

### 付帯施設

- 体育館の空調
- 運動場の夜間照明

### 注意！

- ✓ 利用できる施設は、学校によって異なります（P72参照）。
- ✓ 付帯施設のみでの使用はできません。施設と併せてご使用ください。

## (4) 利用できる日にち・時間

日にち … 年末年始(12月28日から翌年の1月4日までの日)を除いた通年

時間 … 平日 午後5時～午後7時、午後7時～午後9時  
休日 午前7時～午前9時、午前9時～午前11時  
午前11時～午後1時、午後1時～午後3時  
午後3時～午後5時、午後5時～午後7時  
午後7時～午後9時

### 注意！

- ✓ 利用できる日にち・時間は、学校によって異なります（P70参照）。  
また、部活動や学校行事等により、使えない日があります。
- ✓ 夏季休業、冬季休業、学年末休業中については、休日の扱いとなります。

## （5）使用料

### 施設ごとの使用料

学校の施設毎の金額については、P72参照。

#### ・運動場等の使用料

種別	単位	金額		
		7時～ 13時	13時～ 17時	17時～ 21時
運動場	8,000㎡未満	2時間	340円	
	8,000㎡以上	2時間	680円	
体育館	840㎡未満	2時間	550円	
	840㎡以上	2時間	1,100円	
武道場	240㎡未満	2時間	610円	
	240㎡以上	2時間	1,220円	
テニスコート（1面）	2時間	820円		
その他の施設	2時間	240円	490円	730円

#### ・附帯施設の使用料（実費相当額）

種別	単位	金額
運動場夜間照明施設	1時間	電球1個につき30円を限度として市長が別に定める額
体育館空調施設	1時間	730円

### 注意！


- ✓ 夜間照明施設が設置されている運動場を利用する場合、下の表の右の欄に記載されている時間以降は夜間照明施設を併せて利用する必要があります。

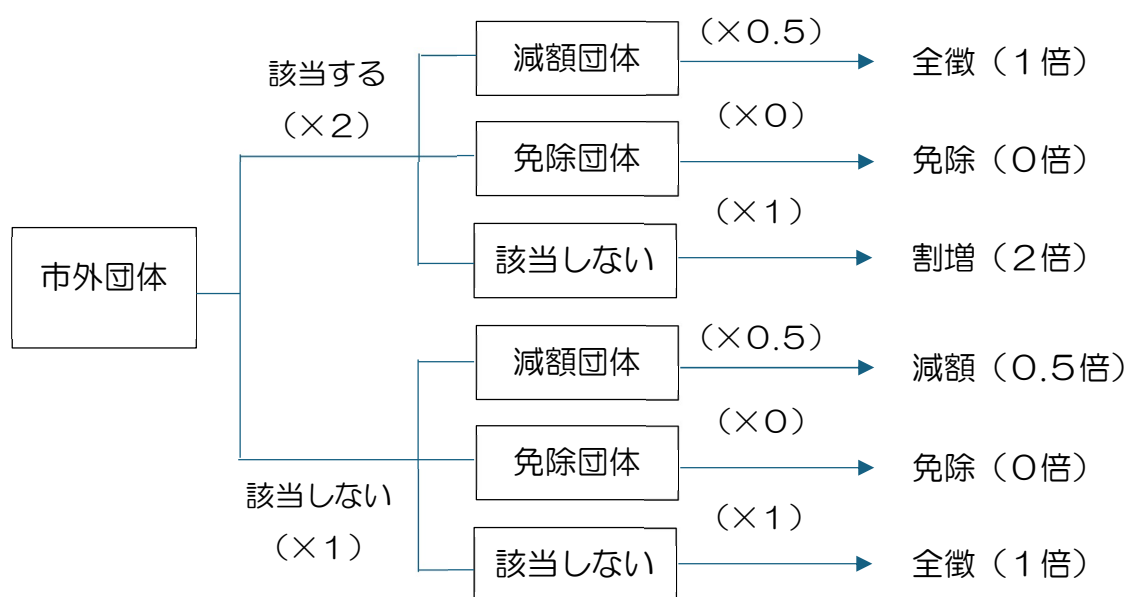
期間	時間
11月～1月	午後4時
9月20日～10月・2月～3月	午後5時
4月～5月・8月～9月19日	午後6時
6月～7月	午後7時

- ✓ 夏季（7月～9月）に空調施設が設置されている体育館を利用するときは、空調施設を併せて利用する必要があります。

### 団体区分による使用料の取扱い

各団体が満たす条件により、前ページに記載の運動場等の使用料が増減します（附帯施設の使用料は変動しません）。使用料の増減割合については、「市外団体に該当するか」、「減免団体に該当するか」の2点により決定されます。

下の表のいずれに該当するかについては、こちらのフォームから確認することができます。（URL：<https://logoform.jp/f/LXWVz> ）



・市外団体

種別	使用料	条件
市外団体	2倍	構成員の5分の1以上が市内在住、在学、在勤のいずれにも当てはまらない団体（小学生・中学生の団体を除く「注意！」参照）

**注意！**

- ☑ 代表者・指導者を除いた構成員の2分の1以上が、市内に在住または在学する小学生・中学生の団体は、市外団体に該当しません。

（例）計50人の団体の場合・・・

構成員の区分		市外	市内
代表者・指導者		12人	
構成員	社会人		38人
	小中学生		

市内在住、在学、在勤者が8割に満たない  
⇒ 市外団体（2倍）

構成員の区分		市外	市内
代表者・指導者		12人	
構成員	社会人		
	小中学生		38人

市内在住、在学、在勤者が8割に満たない  
⇒ （ただし）代表者・指導者を除く構成員の2分の1以上が、市内在住、在学の小中学生  
⇒ 市内団体（等倍）

・減免団体

詳細は P66 参照。

種別	使用料	条件（概要）
減額	0.5倍 (1/2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立の教育機関を除く埼玉県内に住所を有する教育機関</li> <li>・埼玉県の行政機関</li> <li>・公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会及び川口市スポーツ少年団に加盟している団体</li> <li>・公益財団法人埼玉県スポーツ協会（加盟団体を含む）</li> <li>・単位町会（地域振興に資する取り組みとして利用する場合）</li> <li>・65歳以上の者で構成される団体</li> <li>・幼稚園及び保育園（運動会等の季節催事のために利用する場合）</li> <li>・小・中学生が中心に活動する団体</li> </ul>
免除	0倍 (無料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立の教育機関</li> <li>・市の行政機関</li> <li>・公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会、川口市スポーツ推進委員協議会、川口市学校体育協会及び川口市スポーツ少年団</li> <li>・単位町会を統合する連合町会（地域振興に資する取り組みとして利用する場合）</li> <li>・自校のPTA等の団体（小学生及び中学生を対象とした活動に使用する場合）</li> <li>・障害者団体</li> <li>・市内の部活動地域展開モデル事業に参加する団体</li> <li>・小・中学生が中心に活動する団体が、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の趣旨に沿った活動として利用する場合（週12時間まで免除。週12時間を超えた分については減額。）</li> </ul>

## (6) 基本的なルール

- 「(4) 利用できる日にち・時間」に記載されている2時間を1コマとして利用します。

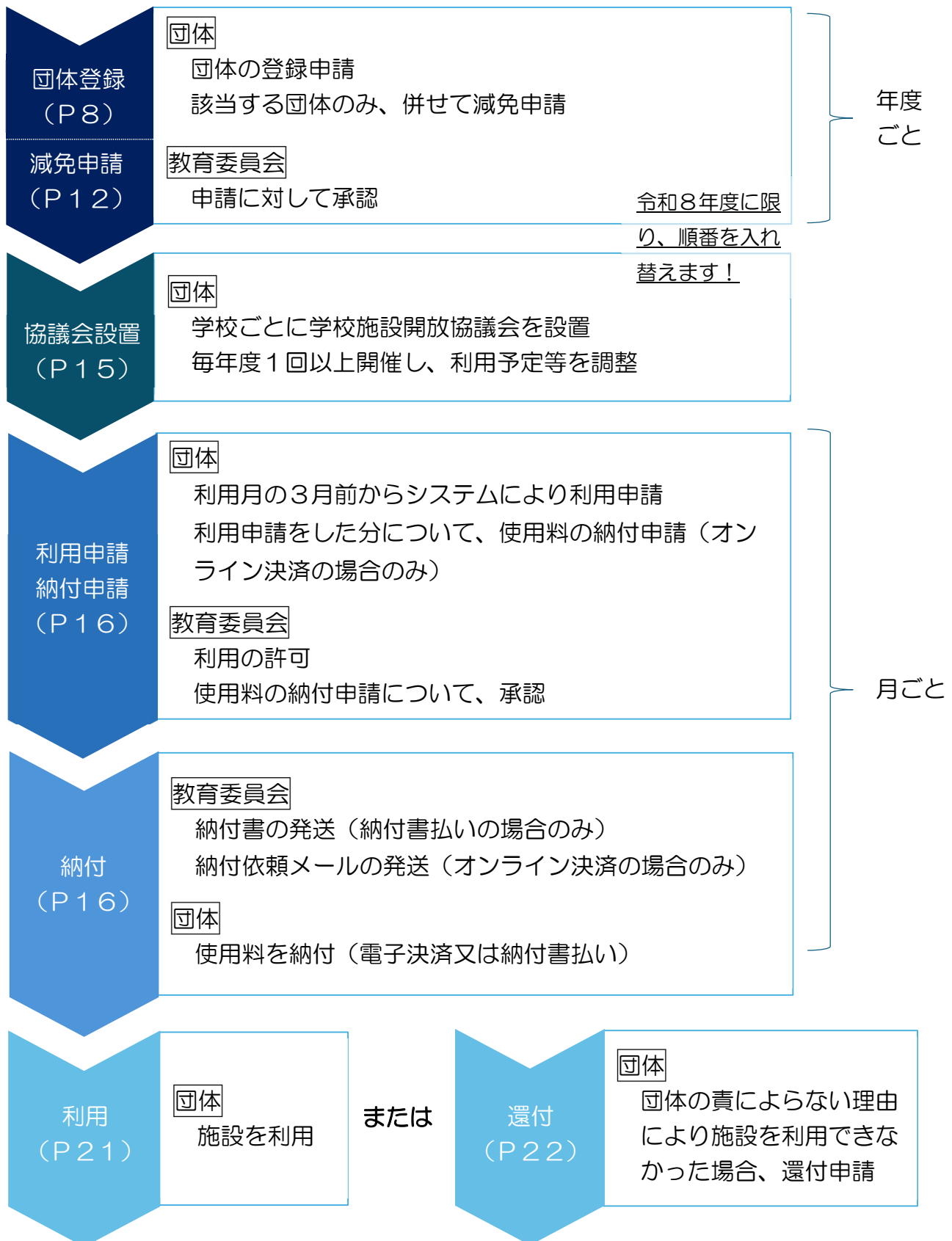
### 例

午後2時～午後4時の使用 ⇒ この時間のコマはないため不可。  
午後1時～午後3時か午後3時～午後5時に時間をずらす必要があります。

午後1時～午後4時の使用 ⇒ 2時間単位の使用でないため不可。  
午後1時～午後3時と午後3時～午後5時の2コマ計4時間の使用になります。

- 令和9年8月までの間は、月曜日から日曜日までの1週間で各学校14コマ(28時間)が上限です。  
令和9年9月以降は、中学生を受け入れる団体は1週間で14コマ、それ以外の団体は1週間で9コマ(18時間)が上限となります。
- 定期的に使用する学校として、登録できるのは2校までです。

## Ⅱ 利用までの流れ

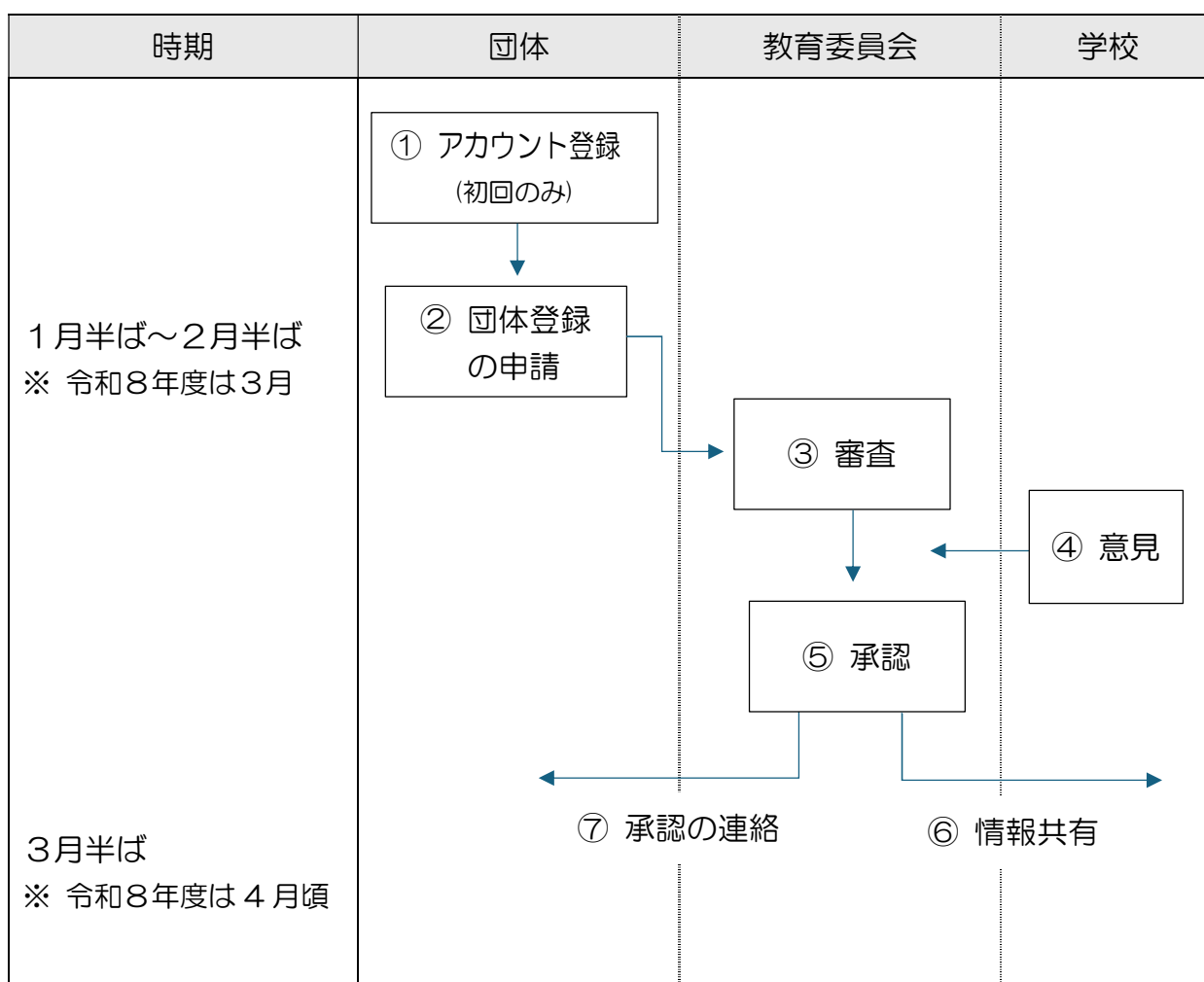


# 1 団体登録

翌年度に概ね1か月に1回以上または年間12回以上、学校施設を使用するためには、事前に団体登録が必要です。団体登録をしていない場合、定期的な使用はできません。

(1か月に1回、年間12回に満たない利用の場合は、「一時利用」となります。P35参照)

## (1) 団体登録の流れ



### ① アカウント登録

なりすまし申請を防止するため、ロゴフォーム（学校開放の各種申請で使用するシステム）のアカウント登録をお願いします。

## ② 団体登録の申請

原則1年に1回、申請を受け付けます。翌年度の利用を予定している団体は、団体登録の申請をしてください。

申請時期 … 申請期間は1月半ば～2月半ばを予定しております。  
具体的な申請期間はホームページでお知らせします。

申請方法 … オンラインで申請

URL : <https://logoform.jp/f/zH4ej>



有効期限 … 1年間

申請内容 … 団体の基本情報、活動内容、利用する学校・施設、構成員名簿 等

### 注意！

- ✓ 既に団体登録の承認を受けた団体が翌年度も引き続き使用する場合、登録内容に変更がなくとも、改めて申請し、承認を受ける必要があります。
- ✓ 申請期間以外での新たな登録は原則認めません。
- ✓ 新たに登録をする団体、使用する学校を追加・変更する団体は、申請前に使用する学校へ連絡をしてください。

## ③ 審査

申請の内容をもとに、団体登録の要件を満たしていること等を確認します。

(「(2) 団体登録の要件」を参照)

また、内容に不備等ありましたら、団体登録申請の際に記載したメールアドレス  
(※)あてにご連絡させていただきます。

※ 以降、その他の手続きにおいても教育委員会から連絡する際は、このメールアドレスあてに送付します。

## ④ 意見

登録に際して、学校から意見を求めます。

## ⑤ 承認

学校からの意見をもとに、教育委員会が承認します。  
不承認となった場合も、同様に通知します。

### 注意！

- ✓ 登録の内容に変更が生じた場合（P 24参照）、登録の内容を取り消す場合（P 29参照）にも届出が必要です。

## ⑥ 情報共有

学校に対して、団体の情報を共有します。

## ⑦ 承認の連絡

団体登録申請の際に記載したメールアドレスあてに、審査の結果を送付します。  
メールはすぐに削除せず、必ず内容を控えておいてください。

## （2）団体登録の要件

---

以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① **5人以上**の団体であること
- ② 代表者が成人（高校生は除く）であること
- ③ 類似する団体の登録がないこと
  - 活動内容が同一かつ構成員の5割が他の団体にも所属している
- ④ 前々年度以降に団体登録の取消を受けた団体でないこと

### (3) その他のルール

- 定期的に利用する学校として、登録できるのは2校までです。  
2校の利用回数は合算されません。
- 同一の学校内で使える施設の種類のについて、上限はありません。  
ただし、利用回数は合算されます。

#### 例

##### 2校を使用する場合

使用する学校	使用コマ数（週）
A 中学校	7コマ
B 中学校	9コマ
計	16コマ



2校の使用コマ数は合算されない。どちらも14コマ以内であるため使用可能。

##### 同一学校内で複数施設を使う場合

使用する施設	使用コマ数（週）
体育館	7コマ
運動場	9コマ
計	16コマ



2施設の使用コマ数は合算される。合計16コマとなり、14コマの上限を超えるため使用不可。



## ① 減免の申請

減免を受ける場合は、減免の申請をしてください。

申請時期 … 団体登録の申請をするとき

申請方法 … オンラインで申請（団体登録の申請フォーム（P9参照）と同じ）

有効期限 … 1年間

### 注意！

- ✓ 申請の日付より前に遡って減免の適用はされません。  
申請漏れにご注意ください。
- ✓ 要件を満たさなくなった場合、減免の区分が変わる場合は、別途届出が必要です（P26参照）。

## ② 審査

減免団体の要件を満たしていることを確認します。

また、内容に不備等ありましたら、団体登録のメールアドレスあてにご連絡させていただきます。

## ③ 承認

申請の内容に問題がなければ、教育委員会が承認します。

### 注意！

- ✓ 申請時点の内容に対する承認です。  
承認がおりた後に構成員の変更等により、要件を満たさなくなった場合は減免が受けられなくなります。

## ④ 情報共有

利用する学校に対して、減免の適用状況を共有します。

#### ⑤ 承認の連絡

団体登録のメールアドレスあてに、審査の結果を送付します。メールはすぐに削除せず、必ず内容を控えておいてください。

なお、減免の区分は、利用申請・納付申請（P 1 6 参照）の際にも入力が必要となりますので、覚えておいてください。

### 3 協議会の設置

---

団体登録の承認を受けた団体は、利用する学校の学校施設開放に関する協議会に、構成員（成年に達している者）を1人参加させてください。団体登録の際に、利用する学校として2校登録している場合は、いずれの学校の協議会にも参加する必要があります。

協議会では、利用予定の調整等が行われます。

#### 協議会の概要

---

- 日 ち … 使用する学校により異なります
- 場 所 … 各学校
- 連絡方法 … 使用する学校により異なります
- 内 容 … 利用に関する注意事項・管理上必要な条件の説明  
利用予定の調整 等

#### **注意！**

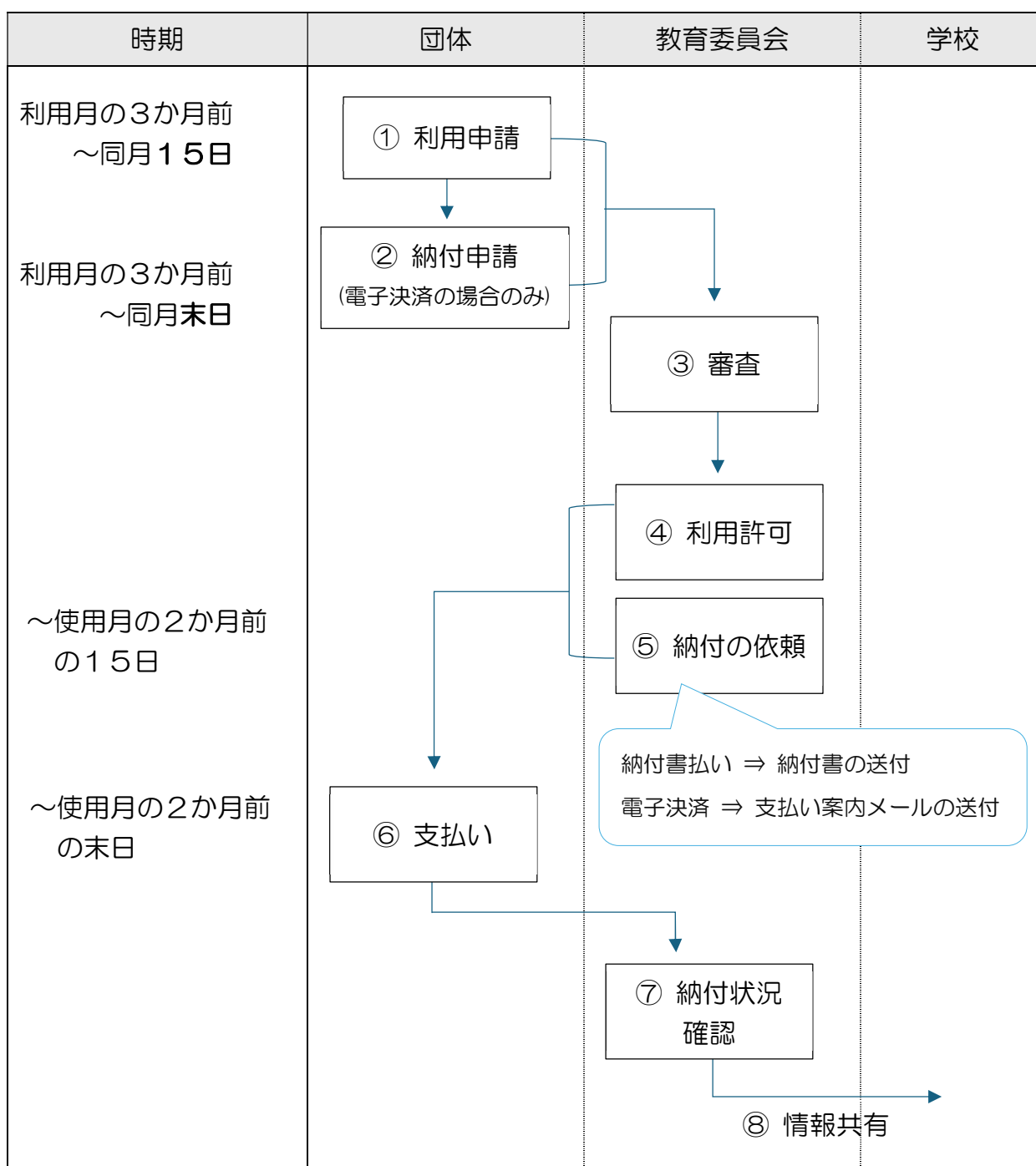
- ☑ 協議会で決定した利用日は、あくまでも仮予約状態です。  
利用申請・納付申請を行わなければ、利用することはできません。

## 4 利用申請・納付申請

協議会で調整した内容をもとに、1か月分の利用申請をします。また、利用申請後は、使用料の納付手続きを行います。

利用申請や使用料の納付が出来ていない場合、利用できません。

### 利用申請・納付申請の流れ



## ① 利用申請

協議会で決定した利用日を入力し、利用の申請を行います。申請は、1か月間に利用する予定の全ての日にちを入力してください。

予約時期 … 利用月の3か月前の1日～同月15日

例

10月の全使用分  
⇒ 7月1日～15日  
に予約

予約方法 … オンラインで申請

URL : <https://logoform.jp/f/XKUq4>



その他 … 1コマにつき1申請です。  
1か月で計15コマの予約をする場合は、15回分の申請が必要です。

### 注意!

- ✓ 協議会で決定した利用日以外は、入力しないでください。
- ✓ 「②納付申請」よりも、期限が15日早いです。ご注意ください。

## ② 納付申請（電子決済の場合のみ）

「①利用申請」の内容を踏まえ、当該月に利用するコマ数・附帯設備の利用時間の合計を入力します。この金額をもとに、クレジットカードまたはPayPayでお支払いいただくこととなるため、予約の内容と誤りがないことを必ずご確認ください。  
また、納付書での支払いを希望する場合は、この手続きは不要です。

申請時期 … 利用月の3か月前の1日～同月末日

例

10月使用分  
⇒ 7月1日～31日  
に予約

申請方法 … オンラインで申請

URL : <https://logoform.jp/f/NIELL>



- その他 …
- 1か月分をまとめて申請します。  
1か月で計15コマの予約をした場合においても、申請は1回です。1回の申請で15コマ分の情報を入力していただきます。
  - 1校につき1回の申請です。  
2校利用している場合は、2回の申請が必要になります。

### 注意！

- ✓ この時点では決済画面には進みません。  
「⑤納付依頼」で支払い案内のメールが届きます。そのメールから決済画面へ進むことができます。

### ③ 審査

以下の項目等について審査しますので、注意してご入力ください。また、内容に不備等ありましたら、団体登録のメールアドレスあてにご連絡させていただきます。

- 予 約 … 予約内容と協議会で決定した内容に齟齬がないか  
利用上限（週9コマ）を超えていないか
- 納付申請（電子決済の場合のみ）  
… 予約内容と納付申請の内容に齟齬がないか  
減免等の適用に誤りはないか

### ④ 利用許可

許可の時期 … 利用月の2か月前の15日頃

#### 例

10月使用分  
⇒ 8月15日頃

「②予約」の内容に不備がなければ、利用を許可します。登録されたメールアドレスあてに、審査の結果を送付します。利用するまでは、メールを削除しないでください。

## **注意！**

- ✓ 以下のいずれかに該当する場合は、使用の許可をいたしかねます。

### **許可をしない条件**

- 公益を害するおそれがあるとき
  - 学校教育上支障があるとき
  - 施設等を毀損するおそれがあるとき
  - 物品の販売等営利又は有料の興行を目的とした催し等が行われるおそれがあるとき
  - 政治的又は宗教的な活動が行われるおそれがあるとき
  - 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき
  - 管理上支障があるとき
  - 前各号に掲げるもののほか、利用が適当でないと教育委員会が認めるとき
- ✓ 使用の許可がされた場合においても、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することがあります（P34参照）。

## **⑤ 納付依頼**

許可の時期 … 利用月の2か月前の15日頃

### ● 納付書払いの場合

「①利用申請」の内容をもとに、登録の住所へ納付書を郵送します。

### ● 電子決済の場合

「②納付申請」の内容に不備がなければ、登録されたメールアドレスあてに「【要対応】お支払い内容確定のご案内」というメールが届きます。

確定の金額や、支払いに必要なURL、URLの有効日数が記載されています。

## **注意！**

- ✓ 使用料が免除となる団体に対しては、納付書を送付しません。  
利用に関する流れについて、「⑤納付依頼」から「⑦納付状況確認」までは省略されます。

## ⑥ 支払い

支払期限 … 利用月の2か月前の末日

例  
10月使用分  
⇒ 8月31日まで

### ● 電子決済の場合

「⑤納付依頼」で届いたメールに記載された支払いに必要な URL からオンライン決済をしてください。

### ● 納付書払いの場合

届いた納付書により、金融機関で支払いしてください、支払いができる金融機関は、下のページから確認できます

公金取扱金融機関一覧

URL : <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01160/010/3/3829.html>



## ⑦ 納付状況の確認

お支払いが完了していることを確認いたします。

### 注意！

- ☑ 期日までにお支払いがいただけない場合、「④利用許可」で出した許可を取り下げます。

## 5 利用

---

### 利用方法（全施設共通）

施設を利用する際は、利用許可のメール（P18「④利用許可」参照）と領収証書または納付完了のメール（P20「支払い」参照）を必ず携帯し、必要に応じて提示できるようにしてください。メールの送付先となっている代表者または担当者は、事前に他の構成員に転送する等、不在時でもメールを提示できるように対応をお願いします。

また、利用にあたっては、ルールが設けられていますので、遵守をお願いします。詳細はP38以降に記載されていますので、必ずご一読ください。

### 利用方法（運動場の夜間照明施設）

夜間照明のコインを取得するにあたっては、コインを取り扱うスポーツセンター等の窓口で、利用許可のメール（P18「④利用許可」参照）と領収証書または納付完了のメール（P20「支払い」参照）を見せてください。

夜間照明施設の使用料についても、前納となりますので、窓口での使用料の支払いは不要です。

## 6 還付

「4 利用申請・納付申請」(P16参照)で支払った使用料は、施設を使わなかった場合でも原則返金しません。ただし、要件を満たす場合には返金対応できます。

### (1) 還付の要件

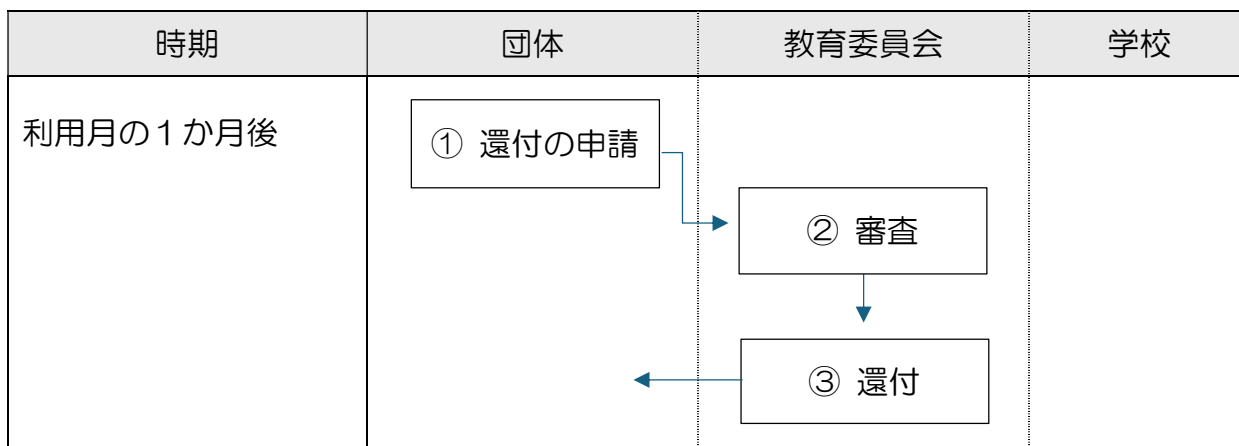
以下の場合に当てはまる場合のみ返金対応をします。

- ・ 国や自治体などの業務で利用するため、学校施設の利用の許可を取り消したとき。
- ・ 利用者の責任によらない理由により、学校施設を利用することができないとき。

返金できる例・できない例

返金できる	返金できない
市が緊急で利用する	指導者の体調不良により活動できない
悪天候・天災により施設が使えない	参加者が集まらず活動できない
熱中症特別警戒アラートが発令された (校庭等の空調がない運動施設)	自己都合により活動を中止する
施設の故障や破損により使えない	
他	他

### (2) 還付の流れ



## ① 還付の申請

返金を希望する場合、還付の申請をしてください。

申請時期 … 利用月の翌月末まで

例

10月5日利用分  
⇒ 11月中に申請

申請方法 … オンラインで申請

URL : <https://logoform.jp/f/LXWVz>



記載内容 … 利用することが出来なかった日時、施設、理由

その他 … 1か月分をまとめて申請します。

1か月で計15コマの還付申請をする場合においても、申請は1回です。1回の申請で15コマ分の情報を入力していただきます。

## ② 審査

申請の内容をもとに、還付の要件を満たしていること等を確認します。(「(1) 還付の要件」を参照)

また、内容に不備等ありましたら、団体登録のメールアドレスあてにご連絡させていただきます。

## ③ 還付

申請書に記載の口座へ還付します。

還付の際は、団体登録のメールアドレスあてにご連絡させていただきます。

### 注意！

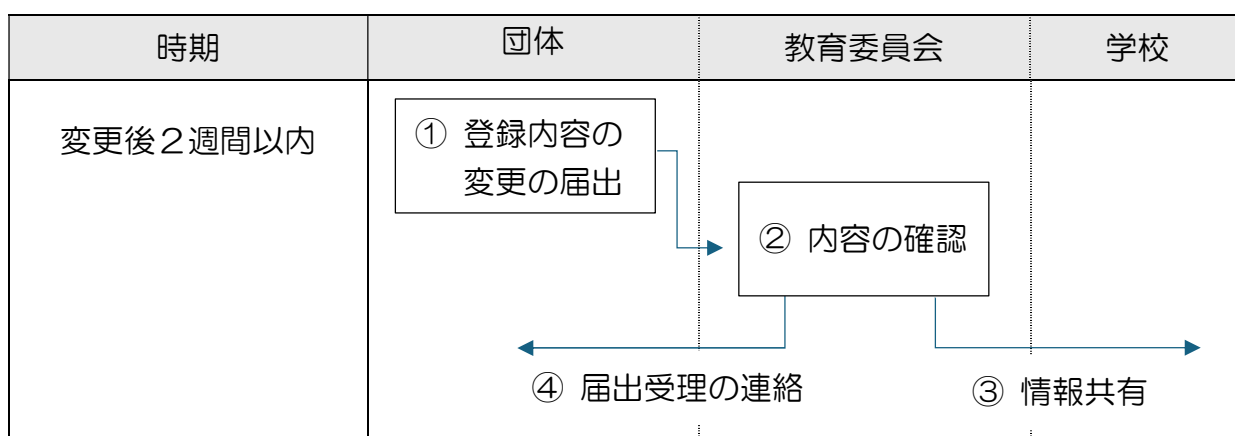
- ✓ 1か月分の合計金額を振り込みます。  
1か月で340円×5回分の還付を申請した場合、1,700円×1回が指定の口座に振り込まれます。

### Ⅲ その他の手続き

#### 1 団体登録の変更

利用する年度の途中に団体登録の内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。

##### 団体登録の変更の流れ



##### ① 登録内容の変更の届出

年度の途中に団体登録申請時の内容に変更が生じた場合には、登録内容の変更の届出をしてください。

報告期限 … 原則、変更後2週間以内  
ただし、メールアドレス及び書類・納付書送付先の住所については、  
できる限りお早めに届出をお願いします

報告方法 … オンラインで報告  
URL : <https://logoform.jp/f/C5NzF>



##### **注意!**

- ✓ 有効期限後の登録内容の変更については、改めて団体登録の申請をする必要があるため、変更の届出は必要ありません。
- ✓ 原則、使用する学校の変更は認めません。
- ✓ 登録内容の変更に伴い、減免の適用の状況も変更になる場合には、減免の変更申請が必要です（P26参照）。併せてご申請ください。

## ② 内容の確認

「① 登録内容の変更の届出」で届出された内容を確認します。  
内容に不備等ありましたら、団体登録のメールアドレスあてにご連絡させていただきます。

なお、団体登録の申請時と異なり、教育委員会からの承認はありません。

## ③ 情報共有

学校に対して、団体の変更された情報を共有します。

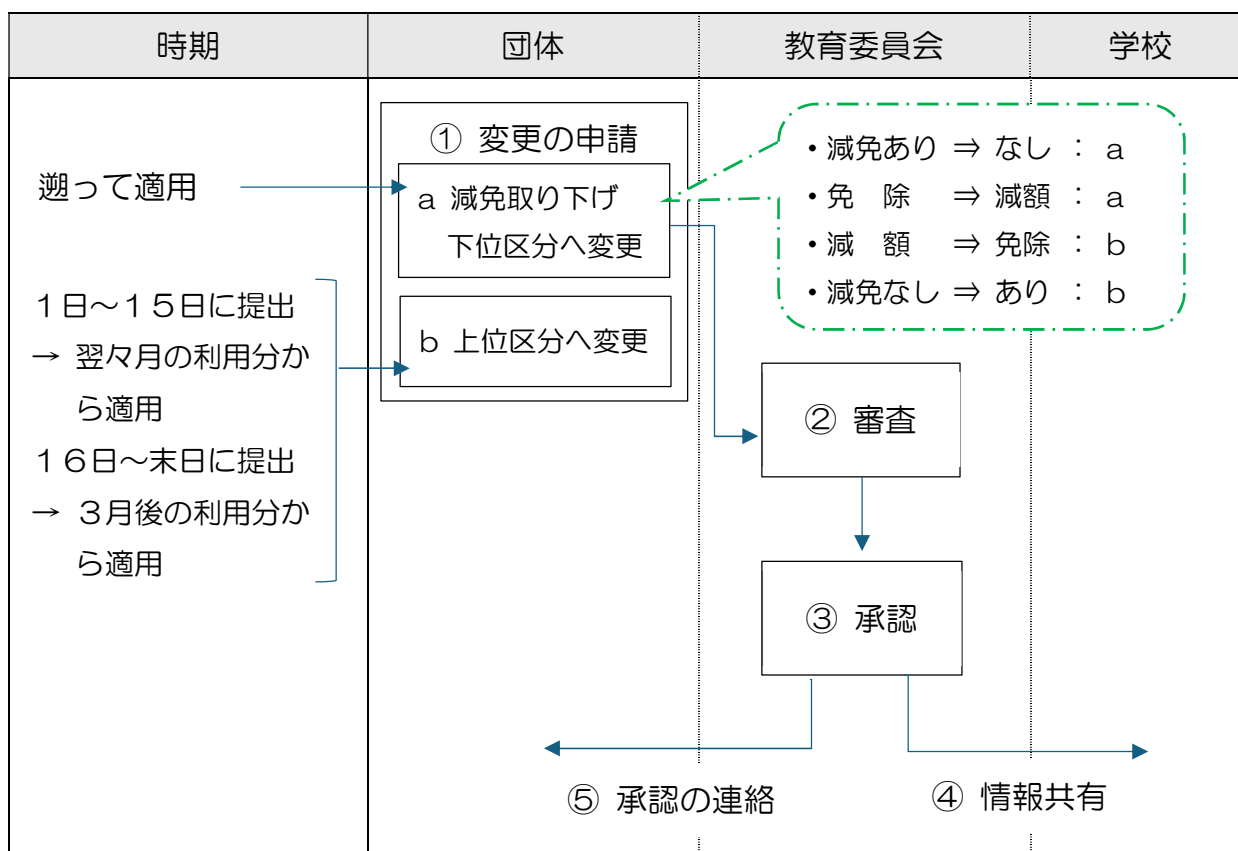
## ④ 届出受理の連絡

団体登録のメールアドレスあてに、届出を受理した旨ご連絡します。メールはすぐに削除せず、必ず内容を控えておいてください。

## 2 減免の変更

利用する年度の途中で、団体構成員の変更等により、減免の適用の状況に変更が生じた場合は、変更の申請が必要です。

### 減免の変更申請の流れ



#### ① 変更の申請

年度の途中で減免の適用状況に変更があった場合は、減免の変更の申請をしてください。

申請方法 … オンラインで申請

URL : <https://logoform.jp/f/C5NzF>

(団体登録の変更届出のフォームと同じです)



有効期限 … 団体登録の有効期限と同じ

減免適用時期 …

a 減免取り下げ 下位区分へ変更	b 上位区分へ変更
変更があった日に遡って 適用	1日～15日に提出 ⇒ 翌々月の利用分から適用 16日～末日に提出 ⇒ 3月後の利用分から適用

**例**

7月15日に提出 ⇒ 9月使用分から適用

7月31日に提出 ⇒ 10月使用分から適用

**注意！**

- ✓ (a 減免取り下げ・下位区分へ変更の場合のみ) 既に支払った使用料に差額が生じた場合は差額をご返金いただきます。
- ✓ 減免の区分は変わらず適用する条件のみ変更する場合は、申請は必要ありません。ただし、教育委員会からの求めがあったときに、速やかに証拠書類が提出できるようにしてください。

**③ 審査**

減免団体の要件を満たしていることを確認します。

また、内容に不備等ありましたら、団体登録のメールアドレスあてにご連絡させていただきます。

**④ 承認**

申請の内容に問題がなければ、教育委員会が承認します。

**⑤ 情報共有**

利用する学校に対して、団体情報を共有します。

## ⑥ 承認の連絡

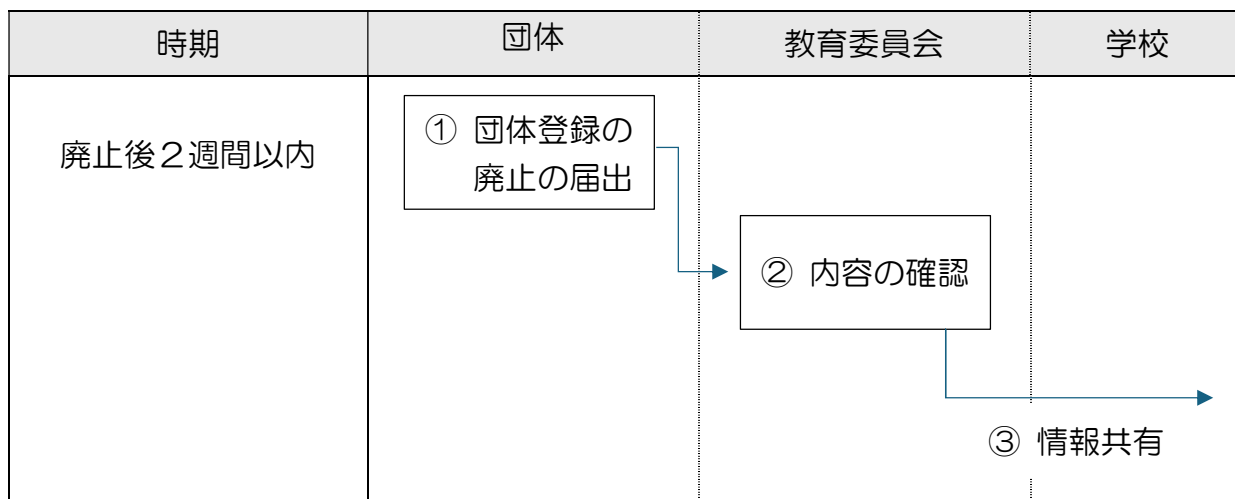
団体登録のメールアドレスあてに、審査の結果を送付します。メールはすぐに削除せず、必ず内容を控えておいてください。

なお、減免の区分は、利用申請・納付申請（P 1 6 参照）の際にも入力が必要となりますので、覚えておいてください。

### 3 団体登録の廃止

利用する年度の途中に団体登録を廃止する場合は、廃止の届出が必要です。

#### 団体登録の変更の流れ



#### ① 団体登録の廃止の届出

年度の途中に団体登録の廃止をする場合は、団体登録の廃止の届出をしてください。

報告期限 … 原則、廃止後2週間以内

報告方法 … オンラインで報告

URL : <https://logoform.jp/f/C5NzF>

(団体登録の変更届出のフォームと同じです)



#### 注意!

- ✓ 廃止日が有効期限後になる場合は、廃止の届出は必要ありません。
- ✓ 団体登録の廃止の届出に併せて、学校開放に関する協議会の会長等へ連絡してください。

## ② 内容の確認

「① 団体登録の廃止の届出」で届出された内容を確認します。  
内容に不備等ありましたら、団体登録のメールアドレスあてにご連絡させていただきます。なお、団体登録の申請時と異なり、教育委員会からの承認はありません。

## ③ 情報共有

学校に対して、団体登録が廃止された旨を共有します。

## 4 事故の報告

学校施設を利用するにあたり、事故がありましたら報告が必要です。提出を怠った場合、1か月間の利用停止となる場合があります（P34参照）。

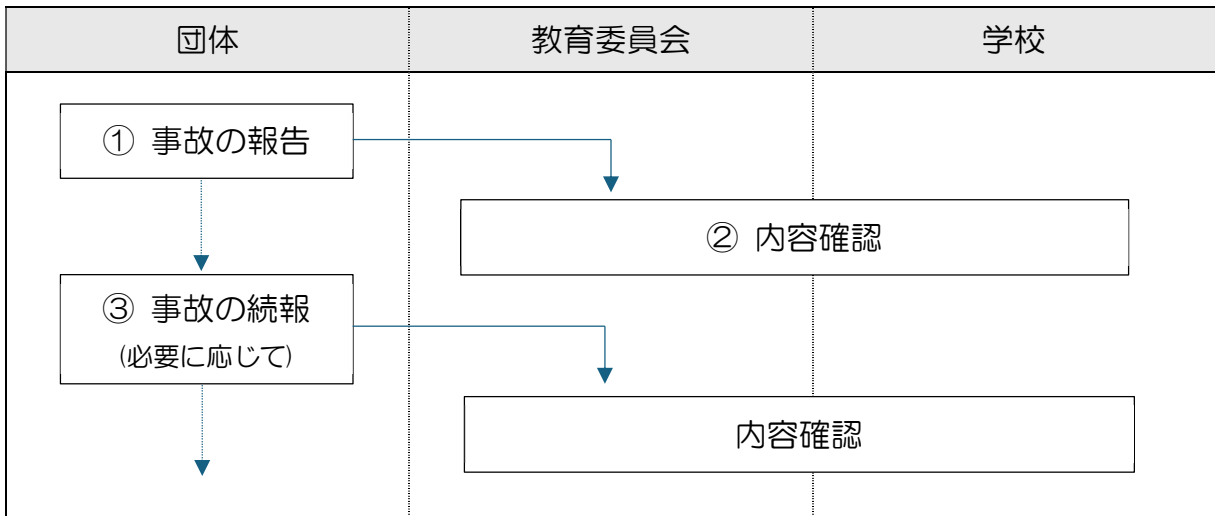
### （1）報告が必要な内容

内容		報告期限
施設の毀損	学校教育に支障のある施設の破損	<u>即日</u>
	上記以外のもの	翌日
事故	救急搬送された事故	翌日
	警察が関与する事故	翌日
	上記以外のもの	翌日
事件	警察が関与する事件	翌日
	上記以外のもの	翌日
その他、報告が必要なもの		翌日

#### 注意！

- ✓ 施設を毀損した場合、または毀損を発見した場合、次に使用する団体へ情報共有をしてください。
- ✓ 前に使用した団体からの情報共有を受けていない施設の毀損を発見した場合についても、事故の報告をお願いいたします。

## (2) 事故の報告の流れ



### ① 事故の報告

「(1) 報告が必要な内容」に記載された事故があった場合には、事故の報告をしてください。

報告期限 … 利用の即日または翌日。「(1) 報告が必要な内容」に記載のとおり。

報告方法 … オンラインで報告

URL : <https://logoform.jp/f/CKbkr>



### 注意!

- ✓ 施設の毀損に関する報告の場合は、既存箇所の写真の提出が必要です。
- ✓ 即日または翌日の時点で事故が完結していない場合においても、まずは分かる範囲内で報告してください。

### ② 内容確認

「①事故の報告」の内容を教育委員会と学校が確認します。

報告内容により、事故の内容の詳細を聞き取りさせていただくことがありますので、ご了承ください。

### ③ 事故の続報 (必要に応じて)

「①事故の報告」をした時点で事故が完結しておらず、報告の内容から進展があった場合においては、続報として報告をお願いします。

## 5 団体登録の取り消し

不正な手段等により団体登録の承認を受けた場合は、団体登録を取り消します。取り消す際は文書の送付により通知します。

### 取消の要件

- 学校教育上支障がある行為をしたとき、またはその恐れがあると教育委員会及び校長が認めたとき
- 複数の団体が継続的に合同で利用している場合等、事実上、二重に団体登録をしていると教育委員会及び校長が認めたとき
- 規則並びにこの要綱に違反し、教育委員会または校長が促したにもかかわらず、是正しなかったとき
- 教育委員会及び校長の指示に対し正当な理由もなく繰り返し違反したとき
- 利用の申請をしていないにもかかわらず利用したとき
- その他、公序良俗に反する行為があったとき

### 注意！

- ✓ 団体登録を取り消された団体は、登録を取り消された年度を含めて3年度の間に、団体登録を行うことができません。

#### 例

令和8年11月に取り消し

⇒ 令和10年度まで団体登録不可。

令和11年度から団体登録申請できます。

## 6 使用の許可の取り消し等

P18「④利用許可」で施設の利用の許可がされた場合においても、以下のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することがあります。

取り消し等をする際は、登録のメールあて通知を送付します。

### 利用許可を取り消す場合

内容	措置	還付
定められたルールに違反し、又は教育委員会や校長指示に従わないとき	3か月停止	
団体登録の取消しとなったとき	取消日以降停止	
利用申請に偽りがあったとき	3か月停止	
利用の許可の条件に違反したとき	当該日のみ停止	
納期限までに使用料が納付されなかったとき	当該日のみ停止	
許可をしない条件（P19参照）に該当すると認められたとき	該当する見込みがないと認められるまで停止	
選挙の投票所及び災害時の指定緊急避難場所・指定避難所等として利用するとき	相当と認めるまで停止	○
市又は官公署が、緊急に利用するとき	相当と認めるまで停止	○
その他、教育委員会が必要と認めたとき	相当と認めるまで停止	○
事故報告（P31参照）の遺漏があったとき	1か月停止	
利用後に施設の施錠を怠ったとき	1か月停止	
施設等の工事及び修繕などにより利用範囲を制限するとき	個別に審査し、相当と認める期間	○

#### 注意！

- 利用許可を取り消されたことにより、損失が生じた場合であっても、教育委員会はその責めを負いません。

## 7 一時利用

---

利用回数が1か月に1回、年間12回に満たない団体等が施設を利用する場合は、「一時利用」となり、通常の利用（定期利用）の手順と異なる手順を踏むこととなります。

### (1) 一時利用の概要

---

#### 利用の要件

学校長が利用を認めること

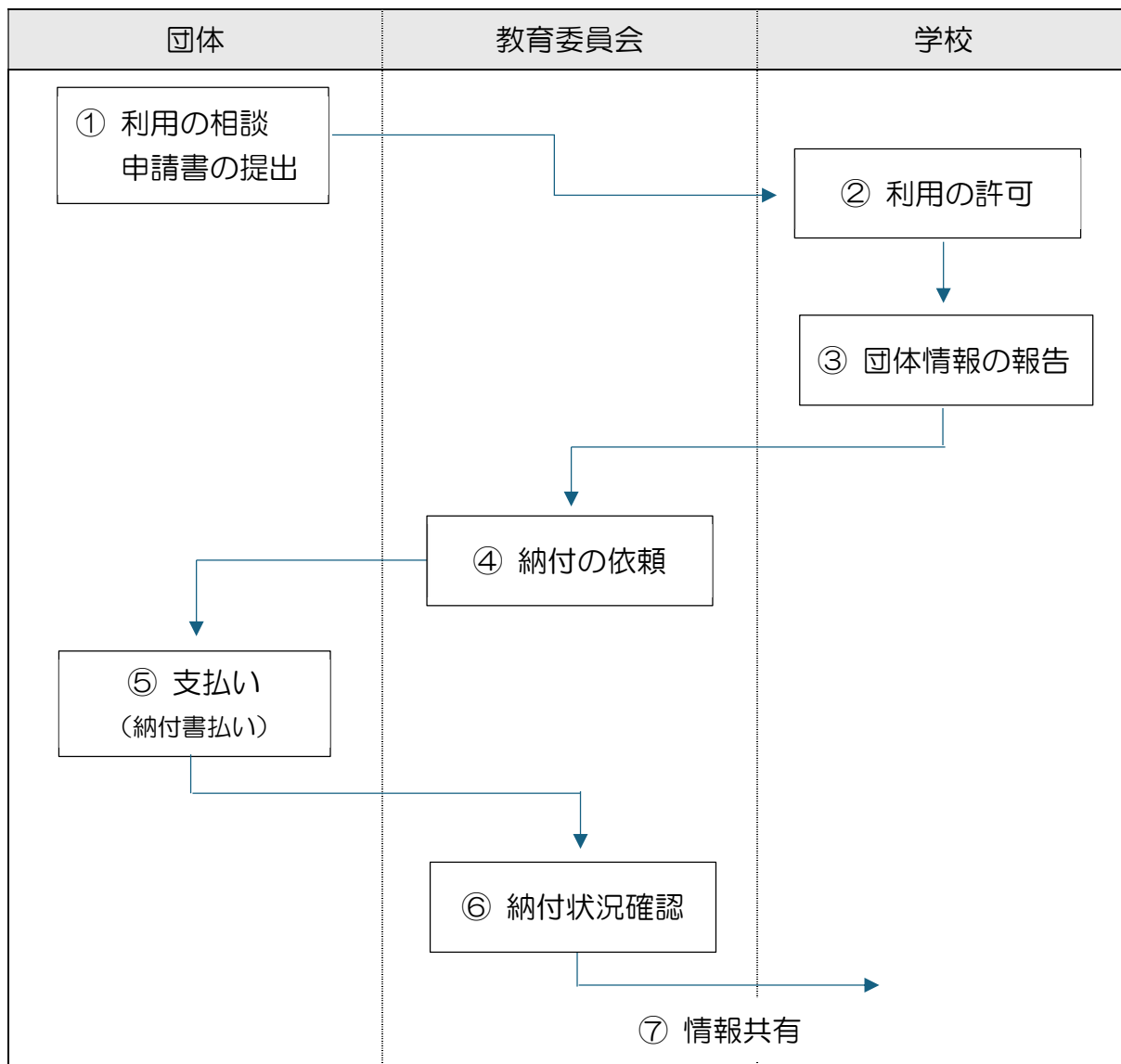
#### 一時利用にあたるもの

- 市内の町会・自治会及び連合町会が年に1回程度行う季節催事等の町会行事に利用する場合
- 利用する学校のPTA等の団体がバザー等を含む学校支援活動等を行うため、年に数回程度利用する場合
- 利用回数が1か月に1回、年間12回に満たないため、団体登録を必要としない場合
- 利用可能な施設及び時間以外を利用する場合

#### **注意！**

- ✓ 使用料や減免の仕組みについては、通常の利用（定期利用）と同じです。（「利用可能な施設及び時間以外を利用する場合」を除く）
- ✓ 「利用可能な施設及び時間以外を利用する場合」については、使用料はかかりません。

## (2) 利用までの流れ



### ① 学校へ利用の相談・申請書の提出

利用するにあたり、事前に学校へ利用日等の相談をしてください。  
併せて、学校へ「川口市立学校施設一時利用申請書」を提出してください。  
様式はホームページに掲載されております。

### ② 利用の許可

①で提出した申請書について、内容に問題がなければ、利用が許可されます。  
利用の許可にあたっては、書類等は送付されません。なお、通知の方法（電話、メール等）は、使用する学校により異なります。

### ③ 団体情報の報告

①で提出した申請書の内容をもとに、学校が市へ団体情報を報告します。  
併せて、利用申請システムに利用日の情報を入力します。

### ④ 納付の依頼

③の報告の内容を受け、代表者の住所あてに納付書を発送します。

#### 注意！

- ✓ 一時利用の場合は、納付書払いのみとします。電子決済はできません。
- ✓ 使用料が免除の団体に対しては、納付書を送付しません。  
利用に関する手続きは、③までとなります。

### ⑤ 支払い

届いた納付書により、金融機関で支払いしてください、  
支払いができる金融機関は、下に記載のページから確認できます

支払期限 … 遅くとも利用月の2か月前の末日  
(別途、支払い期限を指定します)

例

10月使用分  
⇒ 8月31日まで

公金取扱金融機関一覧

URL : <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01160/010/3/3829.html>



### ⑦ 納付状況の確認

お支払いが完了していることを確認いたします。

#### 注意！

- ✓ 期日までにお支払いいただけない場合、「②利用許可」で出した許可を取り下げます。

## Ⅳ 利用のルール

### (1) 遵守事項

利用する団体は以下の内容を遵守しなければなりません。違反したことにより事故があった場合については、団体が責任を負うこととなります。また、団体登録を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

- 施設等が学校教育の場であることを踏まえ、これに支障のないよう常に注意して使うこと。
- 校長が指定する範囲内において施設等を使うこと。
- 小学校にあっては放課後児童クラブの活動を、中学校にあっては学校部活動を妨げないこと。
- 川口市子どもの遊び推進条例（P80参照）に基づく施策による施設等の利用を妨げないこと。
- 以下の行為は原則禁止です。ただし、①～③については校長の許可を受けた場合は、この限りではありません。
  - ① 物品の販売その他商行為
  - ② 火気の使用
  - ③ 飲食
  - ④ 喫煙
  - ⑤ その他他人に迷惑を与える行為
- 「学校施設開放事業に関する注意事項について」（P78参照）に記載の内容

### (2) 利用権の譲渡の禁止

利用を許可された団体は、その利用の権利を他の団体に渡したり、貸したりしてはいけません。

つまり、その団体が使うものとして申し込んだ施設を別の団体に使わせることはできません。

### (3) 設備の設置、変更の禁止

利用する団体は、学校に特別な設備を取り付けたり、元の状態を変えたりしてはいけません。

ただし、事前に学校の許可を受けた場合は、例外として設置や変更が認められることがあります。

#### 例

団体の活動で使用する倉庫を設置したい  
⇒ 原則できません！

### (4) 原状回復の義務

団体は、学校の利用を終了したときは、学校を元の状態に戻さなければいけません。利用許可の取消や利用の制限を受けた場合でも同様です。

元の状態に戻すことができない破損等をしてしまった場合には、事故報告書（P 31 参照）をご提出ください。

#### 例

グラウンドに凹凸ができてしまった  
⇒ 元の状態に戻してください

ガラスを割ってしまった  
⇒ 事故報告書を提出してください

#### 注意！

- ☑ 元の状況に戻すことができないような施設や備品の毀損、滅失をしたときは、その損害を賠償しなければなりません。

### (5) 事故の報告

施設利用時に、団体の過失により学校の施設や備品等を破損や紛失等した場合、利用者の怪我やその他報告が必要な事故を起こした場合は、事故報告書を提出してください。

詳細は、P 31 を参照してください。

## (6) 実費負担

---

運動場の夜間照明や体育館の空調の電源の消し忘れがあった場合には、当該施設の使用料を時間数に応じて納付していただきます。消し忘れにはご注意ください。

また、利用者に落ち度があり、警備等にかかる費用が生じたときは、その費用を納付していただきます。

## 川口市学校施設の使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育に支障のない範囲で、川口市立学校の施設（以下「学校施設」という。）を社会教育その他公共のための活動で教育委員会が特に認めるものに使用させる場合の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第2条 学校施設の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(納付の時期)

第3条 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付等)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 公用又は公共用に供するため、学校施設の使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により、学校施設を使用することができないとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の学

校施設の使用に係る使用料について適用する。

- 3 令和8年4月1日から施行日の前日までの間に施行日以後の使用の許可を受けたものからは、施行日前においても、この条例の規定の例により当該使用に係る使用料を徴収することができる。

別表（第2条関係）

1 運動場等の使用料

種別		単位	金額		
			午前7時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
運動場	8,000平方メートル未満	2時間	340円		
	8,000平方メートル以上	2時間	680円		
体育館	840平方メートル未満	2時間	550円		
	840平方メートル以上	2時間	1,100円		
武道場	240平方メートル未満	2時間	610円		
	240平方メートル以上	2時間	1,220円		
テニスコート（1面）		2時間	820円		
その他の施設		2時間	240円	490円	730円

2 附帯施設の使用料

種別	単位	金額
運動場夜間照明施設	1時間	電球1個につき30円を限度として市長が別に定める額
体育館空調施設	1時間	730円

備考

- 1 構成員の5分の1以上が市内に住所を有しない者である団体（小学生又は中学生の団体を除く。）の使用に係る使用料（附帯施設に係る使用料を除く。）の額は、規定使用料の額にその10割に相当する額を加算した額

とする。

- 2 前号の小学生又は中学生の団体とは、構成員（代表者及び指導者を除く。）の全てが小学生又は中学生であり、かつ、その2分の1以上が市内に住所を有する者又は市内に所在する小学校若しくは中学校に在学する者である団体をいう。

## 川口市学校施設開放事業に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、市民の自主的な社会教育活動及び公共のための地域活動の振興を目的として川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する学校施設開放事業に関し、川口市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）の特例及び必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校施設開放事業 学校教育に支障のない範囲内において、自主的な社会教育活動又は公共のための地域活動を行う団体に対し、教育委員会が、学校の施設等を学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条第1項及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項に規定する利用に供する事業をいう。
- (2) 施設等 川口市立小・中学校の運動場、体育館、武道場、テニスコート及びその他の学校の施設並びに附帯施設をいう。

### (教育委員会及び学校の責務)

第3条 教育委員会は、第1条の目的に資するため、施設等の管理運営体制の整備を図るものとする。

2 学校は、学校施設開放事業の趣旨を十分に踏まえ、市民による施設等の利用を推進するものとする。

### (施設等の利用)

第4条 教育委員会は、当該施設等の存する学校の校長（以下「校長」という。）の意見を聴き、学校教育上支障がないと認める場合に限り、教育委員会が別に定める施設等を利用させることができる。

### (施設等を利用することができる日等)

第5条 施設等を利用することができる日は、通年（1月1日から同月4日までの日及び12月28日から同月31日までの日を除く。）とし、利用することができる時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間の範囲内で、校長の意見を聴いて、施設等ごとに教育委員会が別に定める。

- (1) 川口市立小・中学校管理規則第3条に定める休業日午前7時から午後9時まで
- (2) 平日（前号に掲げる日を除く。）午後5時から午後9時まで

2 施設の利用は2時間を単位として行うものとし、附帯施設の利用は1時間を単位と

して行うものとする。

(利用できるものの範囲)

第6条 施設等を利用することができるものは、5人以上の団体であって、その代表者が成年に達している者であるものとする。

(団体登録の申請)

第7条 施設等を利用しようとするものは、一の学校について年間を通じ毎月1回以上定期的に施設等を利用しようとするとき、又は年間12回以上利用しようとするときは、団体の登録（以下「団体登録」という。）を受けなければならない。

2 一の団体において団体登録の申請が可能な学校の数は、2校までとする。

3 団体登録の申請をしようとするものは、利用する年度ごとに、教育委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 川口市立学校施設利用団体登録申請書（様式第1号）

(2) 団体構成員名簿（様式第2号）

(3) その他団体登録の審査に必要な書類

(団体登録の承認等)

第8条 教育委員会は、前条第3項の申請があったときは、校長の意見を聴いて当該申請に係る事項を審査し、その結果を様式第3号の承認（不承認）書により当該申請をしたものに通知するものとする。

2 前項の承認書の交付を受けたもの（以下「登録団体」という。）は、教育委員会が必要と認めて資料の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

3 登録団体は、団体名、代表者、構成員その他の申請内容の変更があったときは、様式第4号の変更届を教育委員会に提出しなければならない。

4 校長は、教育委員会が指定する電子申請システムの利用その他の方法により、登録団体の構成員その他登録団体に関する情報を確認するものとする。

(団体登録の廃止)

第9条 登録団体は、団体登録を廃止しようとするときは、様式第5号の廃止届を教育委員会に提出しなければならない。

(団体登録の取消し)

第10条 教育委員会は、登録団体が偽りその他不正な手段により団体登録の承認を受けたとき、又は登録団体として適当でないことを認めるときは、団体登録を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により団体登録を取り消すときは、様式第6号の取消書により登録団体及び校長に通知するものとする。

(協議会)

- 第11条 登録団体は、施設等の円滑な利用を図り、施設等の利用の予定等に係る調整を行うため、学校ごとに学校施設開放に関する協議会（以下「協議会」という。）を組織しなければならない。
- 2 協議会は、前項の調整を行うため、毎年度1回以上会議を行うものとする。
  - 3 協議会に属する登録団体は、前項の会議にその構成員（成年に達している者に限る。）を1人出席させなければならない。
  - 4 協議会は、校長又は校長から委任を受けた者の意見を聴き、校長が認める範囲内で第2項の調整を行わなければならない。
  - 5 校長は、管理上必要な条件について、登録団体に対し、あらかじめ提示するものとする。
  - 6 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(利用許可の申請及び許可)

- 第12条 施設等を利用しようとする登録団体は、教育委員会が指定する期日までに、様式第7号の申請書により教育委員会に申請しなければならない。
- 2 一の登録団体が施設等を利用することができる時間は、一の学校につき週18時間以内とする。
  - 3 教育委員会は、第1項の申請に対し許可をするときは、様式第8号の許可証を交付するものとする。この場合において、教育委員会は、校長に対しその旨を通知するものとする。
  - 4 前項の許可を受けた登録団体（以下「利用者」という。）は、施設等の利用に際し、前項の許可証を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。
  - 5 教育委員会は、第3項の許可に際し、あらかじめ校長の意見を聴き、管理上必要な条件を付すことができる。

(利用の不許可)

- 第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。
- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
  - (2) 学校教育上支障があるとき。
  - (3) 施設等を毀損するおそれがあるとき。
  - (4) 物品の販売等営利又は有料の興行を目的とした催し等が行われるおそれがあるとき。

- (5) 政治的又は宗教的な活動が行われるおそれがあるとき。
- (6) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (7) 管理上支障があるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、利用が適当でないと教育委員会が認めるとき。

(夜間及び夏季における特例)

第14条 夜間に夜間照明施設の附帯する運動場を利用しようとするものは、当該夜間照明施設を併せて利用しなければならない。

- 2 夏季に空調施設の附帯する体育館を利用しようとするものは、当該空調施設を併せて利用しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第15条 利用者は、施設等が学校教育の場であることを踏まえ、これに支障のないよう常に善良な管理者の注意をもって施設等を利用しなければならない。

- 2 利用者は、校長が指定する範囲内において施設等を利用しなければならない。
- 3 利用者は、小学校にあつては放課後児童クラブの活動を、中学校にあつては学校部活動を妨げてはならない。
- 4 利用者は、川口市子どもの遊び推進条例（令和6年条例第49号）に基づく施策による施設等の利用を妨げてはならない。
- 5 利用者は、第2項から前項までに掲げるもののほか、学校内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為のうち、校長の許可を受けたものにあつては、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他商行為をすること。
- (2) 火気を使用すること。
- (3) 飲食をすること。
- (4) 喫煙をすること。
- (5) その他他人に迷惑を与える行為をすること。

- 6 利用者は、その責めに帰すべき事故について、責任を負うものとする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置又は変更等の禁止)

第17条 利用者は、施設等に特別の設備を設置し、又は変更等をしてはならない。

ただし、一時的な設備の設置について、あらかじめ校長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 利用者がこの規則に違反し、又は教育委員会若しくは校長の指示に従わないとき。

(2) 利用者が第10条第1項の事由に該当したとき。

(3) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。

(4) 利用の許可の条件に違反したとき。

(5) 納期限までに使用料が納付されなかったとき。

(6) 第13条各号のいずれかに該当すると認められたとき。

(7) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4及び第49条の7その他法令に基づき他に使用させるとき。

(8) 市又は官公署が緊急に使用するとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により利用の許可を取り消すときは、様式第9号の利用許可取消書により当該許可を受けた団体及び校長に通知するものとする。

3 利用者が第1項各号のいずれかに該当することにより同項の処分を受け、これによって損失が生じた場合であっても、教育委員会はその責めを負わない。

（原状回復の義務）

第19条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条第1項の規定により利用の許可の取消し又は利用の制限を受けたときも、同様とする。

（損害賠償）

第20条 利用者は、故意又は過失により、施設等若しくは備品等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（事故報告等）

第21条 利用者は、施設等若しくは備品等を毀損し、若しくは滅失したとき、又は利用者の負傷その他の事故があったときは、直ちに様式第10号の事故報告書に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、校長に対しその旨を通知するものとする。

（使用料等）

第22条 施設等の利用に係る使用料については、川口市学校施設の使用料に関する条例（令和7年条例第96号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

2 前項の使用料を納付した利用者は、施設等の利用等に際し、当該使用料の領収証を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用料の減免)

第23条 条例第4条に規定する使用料の減額又は免除については、教育委員会が別に定めるところによる。

(使用料の還付)

第24条 利用者は、条例第5条に規定する還付を受けようとするときは、様式第11号の還付申請書兼請求書を教育委員会に提出しなければならない。

(実費負担)

第25条 利用者は、運動場夜間照明施設又は体育館空調施設の管理を怠ったことによって生じた電気料金があるときは、その費用を負担しなければならない。

2 利用者は、利用者の責めに帰すべき事由により警備等にかかる費用が生じたときは、その費用を負担しなければならない。

(校長への委任)

第26条 教育委員会は、施設等の利用が一時的であるときは、施設等の利用の許可に関する権限を校長に委任するものとする。

2 前項の場合において、施設等の利用等については、第4条から第6条まで、第13条から第17条まで、第18条第1項及び第3項並びに第19条から前条までの規定を準用する。

(校長による優先利用の許可)

第27条 校長は、その必要があると認めるときは、一時的な利用を申請したものに対し、登録団体に優先して利用を許可することができる。

(施設等の利用に関する事務)

第28条 教育委員会は、施設等の利用に関する事務の一部を校長に行わせることができる。

(電子申請システムを使用した申請等)

第29条 この規則に定める申請及び届出等は、教育委員会が指定する電子申請システムを使用して行うことができる。

2 前項の申請に対する許可の通知等は、電子メールを送信する方法により行うものとする。この場合において、教育委員会は、校長に対しその旨を通知するものとする。

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条第2項の規定にかかわらず、令和8年度の利用の予定等に係る調整については、教育長が別に定めるところによる。
- 3 令和8年6月1日から令和9年3月31日までの間の施設等の利用に係る第12条第2項の規定の適用については、同項中「週18時間」とあるのは、「週第28時間」とする。

(施行前の準備)

- 4 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

川口市立学校施設利用団体登録申請書

(あて先) 川口市教育委員会

団 体 名 称	フリガナ	
代 表 者 氏 名	フリガナ	年 齢
代 表 者 住 所	〒 ー	
	※住民登録地の住所を記載してください	
代表者電話番号 (携帯電話番号)	( ー ー )	(※日中に繋がる電話番号をお願いします)
電子メールアドレス	(※教育委員会からの連絡先となります)	
団 体 構 成 人 数	指導者 人・一 般 人・中学生 人・小学生 人	合 計 人 (うち指導者を除く市内在住・在勤・在学 人)
団体の活動種目		
使 用 施 設	(学校名)	

必要添付書類

- (1) 団体構成員名簿(様式第 2 号)
- (2) その他団体登録の審査に必要な書類

確 認 欄	添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 団体構成員名簿(様式第 2 号) <input type="checkbox"/> その他団体登録の審査に必要な書類
-------------	---------	--

※記入していただいた個人情報、川口市学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。

## 団体構成員名簿（1 / ）

団体の名称					
No.	構成員氏名	年齢	年齢等区分	住所、勤務先又は学校名	区分
1	(代表者)		指導者・一般 障害者		市内・市外
2			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
3			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
4			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
5			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
6			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
7			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
8			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
9			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
10			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
11			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
12			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
13			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
14			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
15			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外

※記入していただいた個人情報は、川口市学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。

団体構成員名簿（2 / ）

団体の名称					
No.	構成員氏名	年齢	年齢区分	住所、勤務先又は学校名	区分
16		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
17		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
18		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
19		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
20		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
21		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
22		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
23		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
24		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
25		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
26		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
27		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
28		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
29		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
30		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者			市内・市外

※30名以上いる場合は2枚目の用紙のNo.を変えて（31～）作成してください。

※記入していただいた個人情報は、川口市学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。

## 川口市立学校施設利用団体登録承認（不承認）書

様

川口市教育委員会 印

次のとおり学校施設の利用団体として承認（不承認）します。

登録ID														
団体名称	フリガナ													
代表者氏名	フリガナ													
代表者住所	〒	—												
代表者電話番号														
電子メールアドレス														
団体構成人数	指導者	人・一般	人・中学生	人・小学生	人									
	合計	人（うち指導者を除く市内在住・在勤・在学										人）		
団体の活動種目														
使用施設	(学校名)													
※不承認の理由														

川口市立学校施設利用団体登録変更届

(あて先) 川口市教育委員会

<b>登録ID(必須)</b>												
項目	変更前						変更後					
<b>団体名称(必須)</b>	フリガナ											
代表者氏名	フリガナ											
代表者住所	〒											
代表者電話番号 (携帯電話番号)	— — — — — —						— — — — — —					
	( — — — — — )						( — — — — — )					
電子メールアドレス												
団体構成人数	指導者 人・一般 人・中 中学生 人・小学生 人						指導者 人・一般 人・中 中学生 人・小学生 人					
	合計 人(うち指導者を除く市内 在住・在勤・在学 人)						合計 人(うち指導者を除く市内 在住・在勤・在学 人)					
団体の活動種目												
変更年月日	年 月 日											

※登録ID、団体名称及び変更する部分のみ記載してください。

構成員を変更(追加または削除)する場合は下記も記載してください。

No.	構成員氏名	年齢等区分	住所、勤務先又は学校名	区分	追加 削除
1		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外	追加 ・ 削除
2		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外	追加 ・ 削除
3		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外	追加 ・ 削除
4		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外	追加 ・ 削除
5		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外	追加 ・ 削除

※記入していただいた個人情報、川口市学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。

届出年月日 年 月 日

川口市立学校施設利用団体登録廃止届

(あて先) 川口市教育委員会

登 録 I D																				
団 体 名 称	フリガナ																			
代 表 者 氏 名	フリガナ																			
代 表 者 住 所	〒 ー																			
代 表 者 電 話 番 号 ( 携 帯 電 話 番 号 )	( ー ー )																			
廃 止 年 月 日	年 月 日																			
廃 止 の 理 由																				

川口市立学校施設利用団体登録取消書

様

次のとおり学校施設の利用団体の登録を取り消します。

登 録 I D													
団 体 名 称	フリガナ												
代 表 者 氏 名	フリガナ												
団体の活動種目													
使 用 施 設	(学校名)												
取 消 理 由													
取 消 日	年 月 日												

年 月 日

川口市教育委員会 印

川口市立学校施設利用申請書

(あて先) 川口市教育委員会

次のとおり利用したいので申請します。

団 体 名 称	
代 表 者 氏 名	
代表者電話番号 (携帯電話番号)	( — — — — — )
利 用 目 的	
利 用 施 設	(学校名)
	(施設名)
利 用 日 時 ( 一 月 毎 )	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )

利 用 日 時 ( 一 月 毎 )	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )

※記入していただいた個人情報は、川口市学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。

川口市立学校施設利用許可証

次のとおり利用を許可します。

年 月 日

川口市教育委員会



団 体 名 称							
代 表 者 氏 名							
利 用 目 的							
利 用 施 設	(学校名)			(施設名)			
利 用 許 可 日 時	年	月	日 ( 曜日 )	時	～	時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ～ 時 )
	年	月	日 ( 曜日 )	時	～	時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ～ 時 )
	年	月	日 ( 曜日 )	時	～	時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ～ 時 )
	年	月	日 ( 曜日 )	時	～	時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ～ 時 )
	年	月	日 ( 曜日 )	時	～	時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ～ 時 )
	年	月	日 ( 曜日 )	時	～	時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ～ 時 )
	年	月	日 ( 曜日 )	時	～	時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ～ 時 )
	年	月	日 ( 曜日 )	時	～	時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ～ 時 )
	年	月	日 ( 曜日 )	時	～	時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ～ 時 )
	年	月	日 ( 曜日 )	時	～	時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ～ 時 )
	年	月	日 ( 曜日 )	時	～	時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ～ 時 )
	年	月	日 ( 曜日 )	時	～	時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ～ 時 )
	年	月	日 ( 曜日 )	時	～	時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ～ 時 )
	年	月	日 ( 曜日 )	時	～	時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ～ 時 )
	年	月	日 ( 曜日 )	時	～	時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ～ 時 )

利用許可日時	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明) ( 時 ~ 時)

使 用 料	施設使用料 (市内・市外)	円	施設使用料の裁定	全徴・減額・免除
	附帯施設使用料	円	合 計	円

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分取り消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

## 川口市立学校施設利用許可取消書

団体名称			
代表者氏名			
代表者電話番号			
利用施設	(学校名)	(施設名)	
利用日時	年	月	日(曜日) 時～時
利用附带施設	(空調・照明)	時～時	

使用料	施設使用料 (市内・市外)	円	附带施設使用料	円
	使用料の裁定	全徴・減額・免除		
	合計	円		

取消理由	<p><b>川口市学校施設開放事業に関する規則第18条第1項第 号の事由に該当するため、上記利用許可を取り消します。</b></p> <p><b>具体的理由：</b></p>
------	---

年 月 日

川口市教育委員会



この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分取り消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

(あて先) 川口市教育委員会

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

携帯電話番号 \_\_\_\_\_

### 事 故 報 告 書

このことについて下記のとおり報告します。

事 故 の 種 別	1 毀損事故      2 負傷事故      3 車両事故      4 その他			
発 生 日 時	年      月      日      時      分頃			
発 生 場 所				
毀損場所・程度				
負 傷 者	氏 名		生年月日	年      月      日生      男・女
	負傷の程度			
	保護者氏名	(※負傷者が未成年の場合のみ)		
	住 所			
	連 絡 先 (携帯電話番号)	(※未成年の場合は保護者の連絡先)		
受 診 機 関	名 称			
	住 所			
	連 絡 先			
事故発生の状況 (原因等詳しく)				
事故発生後の 経過措置 (報告状況など)				
今後の対応				

※記入していただいた個人情報は、川口市学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。

川口市立学校施設使用料還付申請書兼請求書

(あて先) 川口市教育委員会

団 体 名 称	
代 表 者 氏 名	
代表者電話番号	
利 用 目 的	
利 用 施 設	(学校名)
	(施設名)
利 用 日 時	年 月 日 ( 曜日 ) 時 ~ 時 ( 空調 ・ 照明 )

使 用 料	施設使用料 (市内・市外)	円	施設使用料の裁定	全徴・減額・免除
	附帯施設使用料	円	合 計	円

上記申請に基づき既納した使用料を下記の事由につき還付申請します。

還 付 の 事 由	<p>該当する要件の項目番号に○をしてください。</p> <p>1 申請者の責めによらない理由により利用ができなくなったため。</p> <p>2 公職選挙法第 39 条並びに災害対策基本法第 49 条の 4 及び同法第 49 条の 7 その他法令に基づき他に使用させるため利用の許可を取り消されたため。</p> <p>3 市 (教育委員会及び学校を含む) 又は官公署が緊急に使用するため利用の許可を取り消されたため。</p>			
還 付 振 込 先	金 融 機 関	銀行・信用金庫 労働金庫・信用組合 農協・ゆうちょ銀行		
	支 店 名	本店・支店・出張所		
	預 金 種 目	普通・当 座	口座番号	
	名 義 人 (カタカナ)			

※記入していただいた個人情報は、川口市学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。

## ○川口市学校施設開放事業に係る使用料の減免に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川口市学校施設開放事業に関する規則第23条に基づき、川口市学校施設の使用料に関する条例(以下「条例」という。)第4条に規定する使用料(第2条第1号及び第2号並びに第3条第1号及び第2号に掲げる以外の団体については、附帯施設の利用に係る使用料を除く。以下同じ。)の減額又は免除について必要な事項を定めるものとする。

### (免除)

第2条 次の各号に掲げる団体が当該各号に定める利用をする場合に限り、使用料を免除することができる。ただし、構成員個人が支払う会費が1月あたり1万円を超えない団体に限る。

- (1) 市立の教育機関がその目的を遂行するために利用する場合。
- (2) 市の行政機関がその目的を遂行するために利用する場合。
- (3) 公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会、川口市スポーツ推進委員協議会、川口市学校体育協会及び川口市スポーツ少年団が各団体の規約等に規定する事業を遂行するために利用する場合。
- (4) 市内の町会・自治会を統合する連合町会が季節催事等を行うために利用する場合。
- (5) 施設の存する学校において地域と学校とが協働して行う活動に取り組むPTA等の団体が学校支援活動等を行うため、年に数回程度利用する場合。
- (6) 障害者及びその介護者によって構成された団体(障害者の数が団体の構成員の数の2分の1以上である団体に限る。)が、障害者の生涯学習活動や社会参加を推進する活動を実施するために利用する場合。
- (7) 市内の中学校部活動の地域展開に係るモデル事業に参加する団体が当該モデル事業の実施のために利用する場合。
- (8) 小・中学生が中心となって活動する団体が、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の趣旨に沿った地域クラブ活動又はこれに準ずる活動として利用する場合。ただし、免除する額は、構成員の健康上の安全及びバランスの取れた生活の確保に鑑み、中学校部活動の活動上限時間に準じ、週12時間(6単位)の利用に係る額を限度とする。

### (減額)

第3条 次の各号に掲げる団体が当該各号に定める利用をする場合に限り、使用料の2分の1を減額することができる。ただし、第7号に掲げる団体を除き、構成員個人が支払う会費が1月あたり1万円を超えない団体に限る。

- (1) 埼玉県内に所在する教育機関(第2条第1号の教育機関を除く。)がその目的を遂行するため利用する場合。
- (2) 埼玉県の行政機関がその目的を遂行するために利用する場合。
- (3) 公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会又は川口市スポーツ少年団に加盟している団体が各団体の規約等に規定する事業を遂行するため利用する場合。
- (4) 公益財団法人埼玉県スポーツ協会(加盟団体を含む。)がその定款に規定する事業を遂行するため利用する場合。
- (5) 市内の町会・自治会が年間事業計画に位置付けた地域振興に資する取組みとして

利用する場合。ただし、継続的に行う趣味・実務実技・体育レクリエーション活動等を除く。

- (6) 構成員（代表者及び指導者を除く。）が市内に居住する65歳以上の者で構成される団体が、健康の維持・増進のために利用する場合。
  - (7) 前条第1号又は第2号に掲げるものを除き、施設の存する学校の近隣に存する幼稚園及び保育園が運動会等の季節催事のために利用する場合。
  - (8) 前条第8号に掲げるものを除き、小・中学生が中心となって活動する団体（小・中学生の数が団体の構成員の数の2分の1以上であって、そのうち2分の1以上が市内に在住又は在学である団体に限る。）が、小・中学生の心身の健全な育成のために利用する場合。
- 2 前項の規定により、使用料等を減額して算定する場合において、当該金額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（減免の申請及び承認）

第4条 施設等を利用しようとするものが使用料の減額又は免除を受けようとするときは、登録団体又は登録をしようとするものにあつては団体登録の申請の際に、それ以外の利用者にあつては施設等の利用の申請の際に、川口市立学校施設使用料減額・免除申請書に第2条及び前条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（その他）

第5条 第2条及び第3条に定めるもののほか、教育委員会が公益上必要と認められる場合には、使用料を減免することができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年6月1日から実施する。ただし、第4条の規定は、公布の日から実施する。

## 川口市立学校施設使用料減額・免除申請書

(あて先) 川口市教育委員会

川口市学校施設の使用料の減免に関する要綱第4条に基づき使用料の減額・免除を申請します。

団 体 名 称	フリガナ	
代 表 者 氏 名	フリガナ	
代表者電話番号 (携帯電話番号)		
減額・免除要件	免除要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市立の教育機関がその目的を遂行するために利用する場合。</li> <li>2 市の行政機関がその目的を遂行するために利用する場合。</li> <li>3 公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会、川口市スポーツ推進委員協議会、川口市学校体育協会及び川口市スポーツ少年団が各団体の規約等に規定する事業を遂行するために利用する場合。</li> <li>4 市内の町会・自治会を統合する連合町会が季節催事等を行うために利用する場合。</li> <li>5 施設の存する学校において地域と学校とが協働して行う活動に取り組むPTA等の団体が学校支援活動等を行うため、年に数回程度利用する場合。</li> <li>6 障害者及びその介護者によって構成された団体(障害者の数が団体の構成員の数の2分の1以上である団体に限る。)が、障害者の生涯学習活動や社会参加を推進する活動を実施するために利用する場合。</li> <li>7 市内の中学校部活動の地域展開に係るモデル事業に参加する団体が当該モデル事業の実施のために利用する場合。</li> <li>8 小・中学生が中心となって活動する団体(小・中学生の数が団体の構成員の数の2分の1以上であって、そのうち2分の1以上が市内に在住又は在学である団体に限る。)が、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の趣旨に沿った地域クラブ活動又はこれに準ずる活動として利用する場合。ただし、免除する額は、構成員の健康上の安全及びバランスの取れた生活の確保に鑑み、中学校部活動の活動上限時間に準じ、週12時間(6単位)の利用に係る額を限度とする。</li> </ol>
右欄の該当する要件の項目番号に○をしてください	減額要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 埼玉県内に所在する教育機関(第2条第1号の教育機関を除く。)がその目的を遂行するため利用する場合。</li> <li>2 埼玉県の行政機関がその目的を遂行するために利用する場合。</li> <li>3 公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会又は川口市スポーツ少年団に加盟している団体が各団体の規約等に規定する事業を遂行するため利用する場合。</li> <li>4 公益財団法人埼玉県スポーツ協会(加盟団体を含む。)がその定款に規定する事業を遂行するため利用する場合。</li> <li>5 市内の町会・自治会が年間事業計画に位置付けた地域振興に資する取組みとして利用する場合。ただし、継続的に行う趣味・実務実技・体育レクリエーション活動等を除く。</li> <li>6 構成員(代表者及び指導者を除く。)が市内に居住する65歳以上の者で構成される団体が、健康の維持・増進のために利用する場合。</li> <li>7 前条第1号又は第2号に掲げるものを除き、施設の存する学校の近隣に存する幼稚園及び保育園が運動会等の季節催事のために利用する場合。</li> <li>8 前条第8号に掲げるものを除き、小・中学生が中心となって活動する団体(小・中学生の数が団体の構成員の数の2分の1以上であって、そのうち2分の1以上が市内に在住又は在学である団体に限る。)が、小・中学生の心身の健全な育成のために利用する場合。</li> </ol>

※添付書類 免除要件または減額要件に該当することを証する書類。

免除要件第8号に該当する場合は、別紙「活動確認書」の提出をお願いします。

※記入していただいた個人情報、川口市学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。

## 活動確認書

当団体は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(文部科学省 令和7年12月)に基づき、川口市が推進する地域クラブ活動推進事業の趣旨に賛同し、中学生の活動機会確保につながる活動に取り組みます。

令和 年 月 日

団体名

所在地

代表者氏名 (署名)

## ○川口市学校施設開放事業に関する運用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川口市学校施設開放事業に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用可能な施設及び時間)

第2条 規則第4条に規定する施設等、規則第5条に規定する施設等を利用することができる日等は、別表のとおりとする。

### (団体登録の取消し)

第3条 規則第10条第1項に規定する、団体登録を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当したときとする。

- (1) 学校教育上支障がある行為をしたとき、またはその恐れがあると教育委員会及び校長が認めたとき。
  - (2) 複数の団体が継続的に合同で利用している場合等、事実上、二重に団体登録をしていると教育委員会及び校長が認めたとき。
  - (3) 規則並びにこの要綱に違反し、教育委員会または校長が促したにもかかわらず、是正しなかったとき。
  - (4) 教育委員会及び校長の指示に対し、正当な理由もなく繰り返し違反したとき。
  - (5) 利用の申請をしていないにもかかわらず利用したとき。
  - (6) 前5号のほか、公序良俗に反する行為があったとき。
- 2 前項の規定により、登録を取り消された団体は、登録を取り消された年度を含め3年度の間に於いて、市内全ての小・中学校において団体の登録を行うことができない。

### (校長への委任)

第4条 規則第26条に規定する施設等の利用が一時的であるときは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 市内の町会・自治会及び連合町会が会員全員を対象とした季節催事等の町会行事に利用する場合
  - (2) 施設を供する学校において、地域と学校とが協働して行う活動に取り組むPTA等の団体がバザー等、学校支援活動等を行うため、年に数回程度利用する場合
  - (3) 規則第8条第1項で規定する団体登録を必要としない場合
  - (4) 第2条で規定する以外の施設又は時間において利用する場合
- 2 施設等を一時的に利用しようとするものは、川口市立学校施設一時利用申請書を、施設を供する学校の校長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市立の教育機関及び市の行政機関がその目的を遂行するために利用する場合を除く。

### (利用許可の取消し等)

第5条 規則第18条に規定する利用の許可を取消し、制限し、又は停止する場合の期間は、次の各号によるものとする。

- (1) 規則第18条第1項第1号又は第4号に該当する場合の利用を停止する期間は、3月とする。
- (2) 規則第18条第1項第5号に該当する場合は、利用を許可された日の許可を取り消すものとする。
- (3) 規則第18条第1項第6号に該当する場合の利用を取り消し又は停止する期間は、規則第13条各号に該当しないことが見込めると教育委員会が認めるまでの期間。
- (4) 規則第18条第1項第7号から第8号に該当する場合の利用を取り消し又は停止する期間は、

教育委員会が相当と認める期間

- (5)規則第15条から第17条に違反した場合の利用を停止する期間は、教育委員会が相当と認める期間。
- (6)規則第21条に規定する事故報告の遺漏があった場合の利用を停止する期間は、1月とする。
- (7)利用を終えた後に施設の施錠を怠った場合の利用を停止期間するは、1月とする。
- (8)施設等の工事及び修繕などにより利用範囲を制限する場合の期間は、教育委員会が個別に審査し、相当と認める期間

(電子申請的手続き)

第6条 規則に規定する手続きを行うために使用する電子申請システムは、次の各号のとおりとする。

- (1)規則第7条から第8条(同条第3項を除く。)に規定する団体登録等及び規則第23条に規定する使用料の減免を行うために使用する電子申請システムは、川口市学校施設開放事業団体登録申請システムとする。
- (2)規則第8条第3項に規定する団体登録の申請内容に変更があった場合、規則第23条に規定する使用料の減免の申請内容に変更があった場合及び減免の申請を取り下げる場合、並びに規則第9条に規定する団体登録の廃止を行うために使用する電子申請システムは、川口市学校施設開放事業団体登録変更届システムとする。
- (3)規則第12条に規定する利用許可の申請を行うために使用する電子申請システムは、川口市学校施設開放事業施設利用申請システムとする。
- (4)規則第21条に規定する事故報告を行うために使用する電子申請システムは、川口市学校施設開放事業事故報告システムとする。
- (5)川口市学校施設の使用料に関する条例に規定する使用料の納付を行うために使用する電子申請システムは、川口市学校施設開放事業使用料納付システムとする。
- (6)規則第24条に規定する使用料の還付を受けるために使用する電子申請システムは、川口市学校施設開放事業使用料還付申請システムとする。

附則

この要綱は、令和8年6月1日から実施する。ただし、第3条から第6条の規定は、公布の日から実施する。

No.	学校名	利用施設・附帯設備	使用時間	使用時間	施設 使用料 (2時間)	附帯設備 使用料 (1時間)
1	本町小学校	運動場	休日	午前9時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
2	幸町小学校	運動場	休日	午前9時～午後9時	550円	
		体育館	平日	午後7時～午後9時	1,100円	
3	仲町小学校	体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午前9時～午後9時	550円	
4	上青木小学校	運動場	休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
5	元郷小学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	340円	
6	飯塚小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	340円	
7	芝小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	550円	
8	新郷小学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前9時～午後9時	550円	
9	神根小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前7時～午後7時	550円	
10	青木北小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前7時～午後7時	340円	
11	領家小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午前9時～午後9時	550円	
12	舟戸小学校	運動場(河川敷)	休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
13	十二月田小学校	運動場	休日	午前9時～午後9時	550円	
		体育館	平日	午後7時～午後5時	340円	
14	飯仲小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	340円	
15	並木小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	550円	
16	安行小学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前9時～午後9時	550円	
17	原町小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	550円	
18	前川小学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	340円	
19	戸塚小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午前7時～午後7時	550円	
20	青木中央小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	340円	
21	元郷南小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	550円	

No.	学校名	利用施設・附帯設備	使用時間	使用時間	施設 使用料 (2時間)	附帯設備 使用料 (1時間)
22	芝西小学校	運動場	休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
23	芝南小学校	運動場	休日	午前7時～午後9時	550円	
		体育館	平日	午前9時～午後5時	340円	
24	神根東小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前9時～午後9時	550円	
		運動場の夜間照明	平日	午前7時～午後9時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午前7時～午後9時	550円	1,830円
25	朝日東小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	340円	
		運動場の夜間照明	平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	550円	300円
26	芝富士小学校	運動場	休日	午前9時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
27	前川東小学校	運動場	休日	午前9時～午後9時	550円	
		体育館	平日	午前9時～午後9時	550円	
28	柳崎小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	340円	
		運動場の夜間照明	平日	午後7時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	550円	1,320円
29	芝樋ノ爪小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	340円	
		運動場の夜間照明	平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	550円	
30	新郷南小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	340円	
		運動場の夜間照明	平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	550円	1,080円
31	上青木南小学校	運動場	休日	午前9時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
32	根岸小学校	運動場	休日	午前9時～午後5時	550円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	340円	
33	芝中央小学校	運動場	平日	午前9時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午後5時～午後9時	340円	
34	新郷東小学校	運動場	平日	午後5時～午後7時	340円	
		体育館	休日	午前9時～午後7時	340円	
		運動場の夜間照明	平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午前9時～午後9時	550円	1,440円
35	朝日西小学校	運動場	休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
36	慈林小学校	運動場	休日	午前7時～午後9時	550円	
		体育館	平日	午前9時～午後9時	340円	
		運動場の夜間照明	平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午後5時～午後9時	550円	150円
37	差間小学校	運動場	休日	午前9時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
38	東本郷小学校	運動場	休日	午前9時～午後9時	550円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	340円	
39	東領家小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午前9時～午後9時	550円	
40	安行東小学校	運動場	休日(長期休業中)	午前9時～午後7時	550円	
		体育館	平日	午後5時～午後7時	340円	
		運動場の夜間照明	休日	午前7時～午後7時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午前7時～午後9時	550円	

No.	学校名	利用施設・附帯設備	使用時間	使用時間	施設 使用料 (2時間)	附帯設備 使用料 (1時間)
41	在家小学校	運動場	休日	午前7時～午後7時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
42	戸塚東小学校	運動場	休日	午前7時～午後9時	550円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
43	戸塚北小学校	運動場	休日(日・祝のみ) (4～10月)	午前9時～午後5時	340円	
		体育館	休日(日・祝のみ) (11～3月)	午前9時～午後3時	340円	
44	木曾呂小学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午前9時～午後9時	550円	
45	戸塚綾瀬小学校	運動場	休日	午前7時～午後7時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
46	戸塚南小学校	運動場	休日	午前7時～午後9時	550円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
47	鳩ヶ谷小学校	運動場	休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
48	中居小学校	運動場	休日	午前7時～午後9時	550円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
49	辻小学校	運動場	休日	午前9時～午後9時	550円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
		運動場の夜間照明				960円
50	里小学校	運動場	休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
51	桜町小学校	運動場	休日	午前7時～午後9時	550円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	1,100円	
52	南鳩ヶ谷小学校	運動場	休日	午前9時～午後9時	1,100円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	340円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午前9時～午後9時	550円	

※ 学校の長期休業中の使用時間は、休日の使用時間に準ずる。

No.	学校名	利用施設・附帯設備	使用時間	使用時間	施設 使用料 (2時間)	附帯設備 使用料 (1時間)
1	東中学校	運動場	休日(日のみ)	午前7時～午前9時	680円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
		剣道場	平日	午後5時～午後9時	610円	
			休日	午後5時～午後9時	610円	
		体育館の空調施設				730円
2	西中学校	運動場	休日	午前9時～午後5時	680円	
		体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
			休日	午後9時～午後9時	550円	
		柔道場	平日	午後7時～午後9時	610円	
			休日	午前9時～午後9時	610円	
		剣道場	平日	午後7時～午後9時	610円	
			休日	午前9時～午後9時	610円	
		テニスコート(4面)	休日	午前9時～午後5時	820円	
		体育館の空調施設				730円
3	南中学校	運動場(河川敷)	平日	午後5時～午後7時	680円	
			休日	午前7時～午後7時	680円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午前7時～午後9時	550円	
		柔道場	平日	午後5時～午後9時	1,220円	
			休日	午前7時～午後9時	1,220円	
		剣道場	平日	午後5時～午後9時	1,220円	
			休日	午前7時～午後9時	1,220円	
		テニスコート(7面)	平日	午後5時～午後7時	820円	
			休日	午前7時～午後7時	820円	
		音楽室1	平日	午後5時～午後7時	730円	
			休日	午後1時～午後5時	490円	
				午後5時～午後7時	730円	
音楽室2	平日	午後5時～午後7時	730円			
	休日	午後1時～午後5時	490円			
		午後5時～午後7時	730円			
		体育館の空調施設				730円
4	北中学校	体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館の空調施設				
5	青木中学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
			休日	午後5時～午後9時	340円	
		体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
		剣道場	平日	午後7時～午後9時	1,220円	
			休日	午後5時～午後9時	1,220円	
		テニスコート(3面)	平日	午後7時～午後9時	820円	
	休日	午後5時～午後9時	820円			
		音楽室	平日	午後7時～午後9時	730円	
			休日	午後5時～午後9時	730円	
		体育館の空調施設				730円
6	芝中学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
			休日	午前7時～午後9時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
		音楽室	平日	午後5時～午後9時	730円	
			休日	午前9時～午後1時	240円	
			午後1時～午後3時	490円		
		運動場の夜間照明				1,320円
		体育館の空調施設				730円
7	元郷中学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
		体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
			休日	午後7時～午後9時	550円	
		柔道場	平日	午後7時～午後9時	610円	
			休日	午後5時～午後7時	610円	
		剣道場	平日	午後7時～午後9時	610円	
			休日	午後5時～午後7時	610円	
		運動場の夜間照明				840円
8	上青木中学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
			休日	午後5時～午後9時	340円	
		体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
		運動場の夜間照明				
		体育館の空調施設				730円

No.	学校名	利用施設・附帯設備	使用時間	使用時間	施設 使用料 (2時間)	附帯設備 使用料 (1時間)
9	幸並中学校	運動場	平日	午後5時～午後7時	340円	
			休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
		剣道場	平日	午後5時～午後9時	1,220円	
			休日	午後5時～午後9時	1,220円	
テニスコート(2面)	平日	午後7時～午後9時	820円			
休日	午前7時～午後5時	820円				
		体育館の空調施設				730円
10	十二月田中学校	体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
			休日	午後7時～午後9時	550円	
		柔道場	平日	午後7時～午後9時	1,220円	
			休日	午後7時～午後9時	1,220円	
		剣道場	平日	午後7時～午後9時	610円	
			休日	午後7時～午後9時	610円	
卓球場	平日	午後7時～午後9時	730円			
休日	午後5時～午後9時	730円				
11	仲町中学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
			休日	午後5時～午後7時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
		柔道場	平日	午後7時～午後9時	610円	
			休日	午後5時～午後7時	610円	
剣道場	平日	午後7時～午後9時	610円			
休日	午後5時～午後7時	610円				
テニスコート(1面)	平日	午後5時～午後7時	820円			
休日	午後5時～午後7時	820円				
		体育館の空調施設				730円
12	安行中学校	運動場	休日	午前9時～午前11時 午後1時～午後5時	340円	
			平日	午後7時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午前9時～午前11時 午後1時～午後3時 午後7時～午後9時	550円	
			平日	午後7時～午後9時	1,220円	
		柔道場・剣道場	平日	午前9時～午前11時 午後1時～午後3時 午後7時～午後9時	1,220円	
		休日	午後7時～午後9時			
		体育館の空調施設				730円
13	芝東中学校	運動場	平日	午後5時～午後7時	680円	
			休日	午前9時～午後7時	680円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後7時	550円	
		柔道場	平日	午後5時～午後9時	1,220円	
			休日	午後5時～午後9時	1,220円	
		剣道場	平日	午後5時～午後9時	1,220円	
			休日	午後5時～午後9時	1,220円	
		テニスコート(2面)	平日	午後5時～午後9時	820円	
			休日	午前9時～午後5時	820円	
音楽室	平日	午後5時～午後9時	730円			
	休日	午前9時～午後1時 午後1時～午後5時 午後5時～午後7時	240円 490円 730円			
		体育館の空調施設				730円
14	芝西中学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
			休日(日のみ)	午前7時～午後9時	340円	
		体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
		柔道場	平日	午後5時～午後9時	610円	
			休日	午前7時～午後9時	610円	
剣道場	平日	午後5時～午後9時	610円			
休日	午前7時～午後9時	610円				
		体育館の空調施設				730円
15	岸川中学校	運動場	休日	午前7時～午後5時	340円	
			平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午後5時～午後9時	550円	
			平日	午前7時～午後9時	610円	
		柔道場	休日	午後5時～午後9時	610円	
			平日	午後5時～午後9時	610円	
剣道場	休日	午後1時～午後9時	610円			
平日	午後1時～午後9時	610円				
テニスコート(2面)	休日	午後3時～午後5時	820円			
		体育館の空調施設				730円

No.	学校名	利用施設・附帯設備	使用時間	使用時間	施設 使用料 (2時間)	附帯設備 使用料 (1時間)
16	榛松中学校	運動場	休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
		柔道場	平日	午後5時～午後9時	610円	
			休日	午後5時～午後9時	610円	
		剣道場	平日	午後5時～午後9時	610円	
			休日	午後5時～午後9時	610円	
		テニスコート(2面)	休日	午前7時～午後5時	820円	
卓球場	平日	午後5時～午後9時	730円			
休日	午後7時～午後9時	730円				
	体育館の空調施設					730円
17	小谷場中学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	680円	
		柔道場	平日	午後5時～午後9時	610円	
		剣道場	平日	午後5時～午後9時	610円	
18	神根中学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	680円	
		運動場の夜間照明				
19	領家中学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午後7時～午後9時	340円	
			平日	午後7時～午後9時	550円	
		柔道場	休日	午後7時～午後9時	550円	
			平日	午後7時～午後9時	1,220円	
		剣道場	休日	午前9時～午後9時	1,220円	
			平日	午後7時～午後9時	1,220円	
		テニスコート(1面)	休日	午前9時～午後9時	1,220円	
平日	午後7時～午後9時		820円			
音楽室	平日	午後7時～午後9時	820円			
休日	午後7時～午後9時	820円				
	体育館の空調施設					730円
20	戸塚中学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午後1時～午後9時	340円	
			平日	午後7時～午後9時	550円	
		テニスコート(2面)	休日	午後7時～午後9時	550円	
			平日	午後7時～午後9時	820円	
		休日	午後7時～午後9時	820円		
	運動場の夜間照明					1,200円
	体育館の空調施設					730円
21	在家中学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
		柔道場	休日	午前7時～午後9時	340円	
			平日	午後7時～午後9時	610円	
		剣道場	休日	午前7時～午後9時	610円	
			平日	午後7時～午後9時	610円	
		テニスコート(2面)	休日	午前7時～午後9時	610円	
平日	午後7時～午後9時		820円			
休日	午前7時～午後9時	820円				
	運動場の夜間照明					60円
22	安行東中学校	運動場	休日(日のみ)	午後1時～午後5時	680円	
		体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
		柔道場・剣道場	平日	午後7時～午後9時	610円	
		体育館の空調施設				
23	戸塚西中学校	体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
		休日	午後5時～午後9時	550円		
	体育館の空調施設					730円
24	鳩ヶ谷中学校	体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
		休日	午後7時～午後9時	550円		
	体育館の空調施設					730円
25	八幡木中学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午後7時～午後9時	340円	
			平日	午後5時～午後9時	550円	
		運動場の夜間照明	休日	午後5時～午後9時	550円	
			平日	午後5時～午後9時	550円	
	体育館の空調施設					600円
	体育館の空調施設					730円
26	里中学校	体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館の空調施設	休日	午後5時～午後9時	550円	

※ 学校の長期休業中の使用時間は、休日の使用時間に準ずる。

※ テニスコートの使用料は1面あたりの金額とする。

## 川口市学校施設開放事業に関する注意事項

川口市教育委員会

利用団体は、学校施設の利用にあたり、以下の事項を遵守してください。

違反等があった場合には、団体登録を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

- 1 学校施設及び附帯施設が学校教育の場であることを踏まえ、これに支障のないよう利用してください。
- 2 熱中症予防等の水分補給や補食など、構成員の体調管理を含めた安全管理について、十分に配慮し、自己の責任において学校施設を利用してください。
- 3 この事業は、周辺住民のご理解とご協力のもと成り立つ事業ですので、特に学校に隣接する住民等への配慮を十分に行ってください。例えば、騒音と解される音量を出さないこと、学校周辺の路上駐車をしないこと、学校の敷地内外における煙草やゴミのポイ捨てをしないこと、利用前後に学校敷地外で集合し話し合いや打ち合わせをしないなどには特に注意してください。
- 4 施設の利用は、許可を受けた施設のみ利用することを厳守してください。利用の許可を受けていない他の施設に無断で立ち入った場合は、不法侵入となります。
- 5 利用時間は、厳守してください。なお、利用時間には、準備、後片づけ、清掃を含みます。
- 6 学校行事、学校施設の工事・修繕や災害等の理由により、利用申請を取り消す場合がありますので、ご理解ください。
- 7 学校の敷地内の火気の利用は、喫煙を含め禁止とします。ただし、施設の一時的な利用において、校長が認めたとうえで、消防局の許可を得た場合を除きます。
- 8 駐車場の利用について、学校の指示を守ってください。また、運動場（校庭）への自動二輪を含めた車両の乗り入れは、厳禁とします。
- 9 校門前等の出入り口前は、緊急車両の出入りのため、駐車はできません。
- 10 門扉及び校舎の出入り口の開け閉めは、利用団体の代表者等成年が責任を持って行い、小・中学生には行わせないでください。
- 11 施設内には、学校から指定された場所から出入りしてください。
- 12 トイレの利用については、学校の指示を守ってください。
- 13 体育館や武道場等、室内を利用する際は、土足を禁止とします。
- 14 屋外で利用したボールについては、屋内での利用を禁止とします。
- 15 石灰等の学校の消耗品は、予め校長の認めた範囲内で利用し、利用分は、後日、速やかに補充してください。
- 16 利用目的に必要な支柱やネット等の器具類並びにボール、マット、机及びパイプ椅子等の学校の備品は、予め校長の認めた範囲内で丁寧に利用し、利用後はもとの位置に戻してください。
- 17 利用後の整理（グラウンドの整備を含む）及び清掃（ゴミの持ち帰りを含む）は確実にを行い、学校及び次の利用団体の利用に支障が無いようにしてください。

（裏面に続きます）

- 18 利用団体の用具や私物は、無断で放置するなど、学校の敷地内に置いて帰らないでください。一時的に利用の許可を受けた場合においても、紛失、破損等の事故が発生しても、教育委員会及び学校は一切責任を負いません。
- 19 利用後の施錠は、利用団体の責任において確実に行ってください。
- 20 納付された使用料については、原則として還付しません。ただし、雨天で運動場が利用できなかった場合や急に学校施設の工事を行うこととなり利用申請が取り消された場合など、利用者の責によらない場合は、申請をしていただいたうえで還付します。
- 20 電源の消し忘れや利用団体の責により警備の出動があった場合の費用は、利用団体に実費負担としてお支払いいただきます。
- 21 自動体外式除細動器（AED）の位置を確認し、必要に応じて適正且つ積極的に利用してください。
- 22 救急通報、警察署への事件・事故の通報、消防署への通報を行うべき緊急の事態が生じた場合には、直ちに該当する機関へ通報の上、校長等へ連絡するとともに、教育委員会へ事故報告書を提出してください。
- 23 学校の施設及び備品を破損し、学校教育上支障がある事故等が生じた場合には、直ちに校長等へ連絡するとともに、教育委員会へ事故報告書を提出してください。
- 24 上記 22 及び 23 以外の事故等についても、事故報告書を教育委員会に速やかに提出してください。
- 25 教育委員会及び学校は、利用中及び利用前後など如何なる場合でも、利用団体及び利用団体の構成員の責により学校敷地内で発生した事故について、一切の責任を負いません。
- 26 このほか、川口市学校施設開放事業に関する規則及び川口市学校施設開放事業に関する運用要綱等の関係例規やマニュアルの内容及び校長からの指示を厳守してください。  
※繰り返し違反した場合には、団体登録を取り消す場合があります。なお、取り消した年度を含め3年度は、全ての市内小中学校において団体登録ができません。
- 27 事件・事故があったときの対策として、スポーツ保険等の人身傷害保険や団体賠償保険等へ原則加入をしたうえで施設を利用してください。

## 川口市子どもの遊び推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、遊びを通じた多様な体験が子どもの心身の成長及び発達において重要なものであることに鑑み、子どもがその状況に応じて自由にのびのびと遊ぶことができる環境の整備を図るため、子どもの遊びの推進に関し、基本理念を定め、市、保護者及び市民の役割を明らかにし、及び子どもの遊びの推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの遊びの推進に関する施策を総合的に推進し、もって未来を担う子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。

### (基本理念)

第3条 子どもの遊びの推進は、子どもが遊びを通じた多様な体験により、自主性、社会性及び創造性並びに体力及び運動能力を高めることができるよう、その機会が確保されるとともに、子どもが自ら選択し、自由に遊ぶことができる環境の整備を図ることを旨として行われなければならない。

### (市の役割)

第4条 市は、子どもの遊びを推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもの遊びの推進につながる市民の活動に協力するよう努めるものとする。

### (施策の推進)

第5条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 安全に安心して、かつ、自由にのびのびと遊ぶことができるよう配慮した施設及び設備並びに環境の整備に関する施策
- (2) 公園、校庭等の利用状況を勘案し、可能な限り子どもが自由に遊べる仕組み

づくりに関する施策

- (3) 多様な遊びを補助し、又は見守る人材の育成及び確保に関する施策
- (4) 遊びの必要性及び重要性の理解の促進に向けた意識啓発に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子どもの遊びを推進するために必要な施策  
(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもが遊びを通じた多様な体験ができる機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、子どもが遊ぶことの必要性及び重要性に関する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、子どもの遊びの推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。